

1 議 事 日 程 (第 2 日)

(平成 2 4 年 第 3 回 有 田 川 町 議 会 定 例 会)

平成 2 4 年 9 月 2 0 日

午 前 9 時 3 0 分 開 議

於 議 場

日 程 第 1 一 般 質 問

2 出 席 議 員 は 次 の と お り で あ る (1 7 名)

1 番	増 谷 憲	3 番	橋 爪 弘 典
4 番	東 武 史	5 番	岡 省 吾
6 番	前 勢 利 夫	7 番	湊 正 剛
8 番	佐々木 裕 哲	9 番	森 本 明
10 番	殿 井 堯	11 番	坂 上 東 洋 士
12 番	楠 部 重 計	13 番	新 家 弘
14 番	西 弘 義	15 番	中 山 進
16 番	竹 本 和 泰	17 番	亀 井 次 男
18 番	森 谷 信 哉		

3 欠 席 議 員 は 次 の と お り で あ る (1 名)

2 番 堀 江 眞 智 子

4 遅 刻 議 員 は 次 の と お り で あ る (な し)

5 会 議 録 署 名 議 員

8 番 佐々木 裕 哲 12 番 楠 部 重 計

6 地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 氏 名 (1 4 名)

町 長	中 山 正 隆	副 町 長	山 崎 博 司
清 水 行 政 局 長	保 田 永 一 郎	消 防 長	前 田 英 幸
総 務 政 策 部 長	武 内 宜 夫	住 民 税 務 部 長	坂 上 泰 司
建 設 環 境 部 長	前 守	福 祉 保 健 部 長	中 島 詳 裕
産 業 振 興 部 長	福 原 茂 記	総 務 課 長	田 代 定 昭
企 画 財 政 課 長	林 孝 茂	教 育 委 員 長	早 田 智 代
教 育 長	楠 木 茂	教 育 部 長	三 角 治

7 職 務 の た め に 議 場 に 出 席 し た 事 務 局 職 員 の 職 氏 名 (2 名)

事 務 局 長 山 本 泰 司 書 記 林 美 穂

平成24年第2回定例会一般質問者及び項目表

通告順	議員名	質 問 項 目
1	森本 明	①教育行政について ②鳥屋城山系の資源利用について
2	佐々木裕哲	①生活保護受給者への対応を問う ②農地転用許可基準について ③小中学校におけるしつけ、道徳教育を問う
3	前勢利夫	①「過疎地域自立促進特別措置法」の改正に基づく「有田川町過疎地域自立促進計画（H22年～H27年版）」も当然見直しが必要となり、強力なこれに対する対応が求められるが、町当局の今後の本問題に対する具体的な対応策を質する ②あさぎり周辺整備事業問題について
4	西 弘義	①清水のレストラン、物販棟新築工事入札について ②ハザードマップの見直しをしては
5	岡 省吾	①職員の職場配置について ②就学前5才児教育について ③川遊び、キャンプ客が放置するゴミの問題について
6	殿井 堯	①有田川町における今後の行政の進め方について
7	増谷 憲	①国民健康保険制度について ②町内の雇用と経済活性化について ③地域防災計画の見直しについて
8	竹本和泰	①合併浄化槽設置の推進方策を問う
9	堀江眞智子	①ゴミの収集について

8 議事の経過

開議 9時30分

○議長（中山 進）

おはようございます。

2番、堀江眞智子議員から、少しおくれるとの届け出がありました。御報告申し上げます。

ただいまの出席議員は17人であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

また、説明員は、町長ほか13人であります。

……………日程第1 一般質問……………

○議長（中山 進）

日程第1、一般質問を行います。

配付のとおり9名の議員から通告をいただいておりますので、順次許可します。

……………通告順1番 9番（森本 明）……………

○議長（中山 進）

9番、森本明君の一般質問を許可します。

9番、森本明君。

○9番（森本 明）

おはようございます。

ただいま議長の許可をいただきましたので、9番議員森本、質問をいたしたいと思っております。きょうは、また早朝から傍聴、ありがとうございます。

それでは、教育行政について何点かお尋ねいたします。

初めに、大津市に端を発したいじめの問題が最近では兵庫県で起こり、全国各地に広がりを見せています。今こそ教育委員会が果たさなければならない問題が噴出し、各地域の教育委員会が猛勉強し、対策を講じていると思われませんが、当町の問題としてお尋ねいたしたいと思っております。幸いにしてうちの委員は、人生経験豊かで識見高く、経済界出身の方、校長先生を歴任された多士済々のメンバーで構成されており、不幸な事件が起こらないよう細心の注意を払っていただいておりますとともに、体力面では少し弱いところもございまして、事学力については申し分なく感謝申し上げる次第でございます。それでは質問させていただきます。

1点目として、大津市の事件後に委員会として、いじめ防止対策としての新たな取り組みをお願いします。2点目は、さまざまな事情で学校に来られない児童へのケアはどうしていますか。3点目として、携帯電話によるメール、ネット上での書き込み等の抑止策はどのようにされていますか。4点目として、学習の習熟度に満たない児童への補完はどうかされていますか。5点目は、放課後における学習塾、スポーツクラブに行かれている児童のことは御父兄の管理下ですが、体力面、学力面においてたいへん役立っているように思いますが、委員会としての認識をどのようになされていますか。6点目は、人を愛し、他人を思いやる教育は何が一番よいのか、また実践されていることを教えてください。

以上の質問はいろいろと教育について熟知されている教育長にお尋ねし、恐縮ですが把握できる範囲で結構ですのでお答えいただきたいと思います。

次に、鳥屋城山系のことについてお尋ねいたします。

先日、小学校低学年のころに登って以来、2度目のチャレンジをしてまいりました。海拔約300メートル頂上には、3町歩足らずの平地が2段に別れて形成された山城の跡があり、この部分の山林は鳥屋城公園の一部で県指定の史跡らしいですが、樹木が生い茂り、和歌山市の向こうまで見える眺望のよいところは1～2カ所しかござい

ません。誰が建立して祭っていたのか、この神さんを信仰する信者の区の皆さんのものか、また町が関係しているものか全くわかりませんが、その神さんを祭る神社の小さいやつでほこらですか、ほこらも朽ちて倒れかかっています。地蔵さんは、数カ月前に誰かが訪ねお花を立ててくれたのか、枯れていましたが、擬宝珠のある地蔵さんで健在でございました。今まさに今議会に上程しています景観条例制定のこともあり、町が美しいことはすばらしいことですので、公園なら少しは整備されたらと思い質問させていただきました。

私のような麓で生まれた者には鳥屋城山への思いも強く、今またいにしへのロマンとも言える白亜紀のモササウルスの化石が京都大学の学生により発見されたことは、皆様も周知のことと思います。そのようなこともありまして、一度歩いてみようかと思った次第でございます。化石の出る山脈は、湯浅、広川、県下南方面にかけて多いようですが、モササウルスの出たところは県下にはないと思いますので、金屋中学前から桜公園を登り、私有林を通り、頂上付近の町有林まで約1キロメートルで、ゆっくり歩いて1時間、頂上を長谷川方面におりると約2キロメートルは区有林で保安林となっているそうです。そのコースを徒歩で3時間ほどかかりますが、込谷におりれば広い駐車場があります。そこで、やるやらないは行政のトップのお考えにお任せしますが、私としてはハイキング化石ロードを整備し、少しのマニアしか見込めませんが、学術的にやってみる価値はあるのかなと私は思っています。車が通行できる道だと財政的にも負担が大きく、自然破壊の観点からも好ましくないのかなあと感じ、お金のかからないのを御提案いたしました。ほとんどが私有地、長谷川区の土地であり、地権者の理解を必要としますので慎重に御検討ください。

以上で、私の1問目といたします。ありがとうございます。

○議長（中山 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

おはようございます。今回もまた9名の方々が一般質問をされました。できるだけ丁寧にお答えをしたいと思います。

また本日は、あすの有田川町を担ってくれる石垣中学校の皆さん方、たくさん傍聴に来てくれました。心から歓迎し、厚く御礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

それでは、森本議員の質問にお答えをしたいと思います。後ほど教育長のほうから、取り組みについては詳しく説明をさせますけれども、よろしくお願ひします。

本町では、子どもたちの確かな成長を願って、学校、家庭、地域の中で知徳体の調和のとれた教育活動を展開しております。しかし、現在の子どもたちの教育環境を見渡したとき、森本議員の今回の御質問のとおり、さまざまな現代的課題が存在することは事実であります。大津市に端を発したいじめ問題、最近またここ2～3日前に兵

庫島の川西市で、中学生がとうとい命をみずからの手で絶ったという非常に不幸な事件が報道されております。いじめ問題については、どこの学校でも起こり得ることであり、調査についても表面的、形式的に行うのではなくして、いじめられた児童生徒を中心に、その児童の立場に立つて行うことが最も重要であると思っております。また、学校に来られない児童生徒についても、原因はそれぞれ個々さまざまであり、容易にその原因を究明するということはたいへん難しい現状でありますけれども、まずは家庭訪問でその実態を把握して、心のケアと学習保障を行うように努めております。

また近年、携帯やパソコン等を通じて誹謗、中傷の書き込みについては、たくさん起こっております。このことについては、ネットパトロールがその情報をいっぱい、情報というのはいろんな方面から情報が入ってきます、それをどれが正しいのかという選ぶ力もあわせて教育として取り入れ、情報モラルの学習を推進しております。学習の補完については、学校内で十分に補完学習ができる教育環境にも心がけているところでもあります。学習塾やスポーツクラブについては、保護者や児童生徒のそれぞれの考え方、目的意識によるものですが、一定の目的を持ったさらなる能力開発については効果があると思われまます。公の教育といたしましても、私どもとしては公教育の目指すところをしっかりと把握し、公教育としての最大の充実を学校教員及び社会教育の中で今後も充実をさせていきたいと思っております。

最後に、人を愛し、人を思いやる教育についてでありますけれども、近年、これらが一番人間の大事な人を思いやる、あるいはいろんな人と人とのつながり、これが非常に希薄になってきております。これは人を愛し、人を思いやる心というのは教育の基本であります。本町では、幼児教育の段階から人とのつながりや思いやる心の教育を集団活動の中から学べるような教育課程を進めているところです。人を愛し思いやり、そして郷土を愛する心の教育の推進、今後とも推進をしていきたいと思っております。なお、これらのことについての詳細は、教育長から答弁をさせていただきます。

それから、鳥屋城山の質問もございました。

鳥屋城山一帯は県の指定をされておまして、頂上付近には約1.1キロメートルの遊歩道が整備され、30分程度で城跡付近に登ることができます。この史跡のほこらについてでありますけれども、これは多数の近隣の区の方が昔、講によって祭られたという説があります。先日も教育部長のほうから、そこも見に行ってきたいろんなことがわかってきていますので、後ほど教育部長の三角のほうからも答弁をさせていただきますけれども、それはいつごろから誰がどのような形で祭ったのかは、これは今のところ全く定かではありません。今後の調査も必要だと思っております。これは、もう昭和30年ごろからお祭りしている講が途絶えまして、お参りする人も少なく、ほこらは痛んでいるのが現状です。これにつきましては地元関係区との協議も必要でありまして、ほこらの今後については町有地に立っているものの、勝手に処分等を行うことが今のところできないと思っております。関係区や専門家、そして県などの御意見を伺う

中から対応策を今後検討したいと考えております。

ただ、この周辺一帯は県指定の史跡でもあり、眺望もよく町有地として管理する必要があると思われれます。実は頂上付近には多くの町有地があります。この管理する必要があると思ってます。つきましては、雑草の除去や眺望を阻害する小枝の切り取りなど、清掃作業を行いたいと思っています。これ1回、前にも県議会のほうで有田の議員が、ここの遊歩道の整備とかいうのを御質問されたことがあります。ただ、ここの遊歩道については、ほとんど民有地だと聞いてますし、今後あそこへ間もなく地籍が入って、そのときどのように道としてお譲りいただけるんか、寄附していただけるんか、そういうもろもろのことを考えて、今後の課題で整備をしていきたいなと思ってます。

それからもう1つ、先日、鳥屋城山で非常に貴重な化石が発見されました。この鳥屋城山一帯というのは、化石が本当に豊富に出る地域として全国的にも知られております。中でも平成21年度に発表されましたモササウルスの化石については、多くの部位がそろって発見されたという例は、もう全く過去にはなく、間違いなく日本一のモササウルスの化石であると言えます。平成22年度から和歌山県自然博物館による本格的な調査が行われたところ、前肢、後肢の化石もそろって出てまいりました。これは全く世界的にも画期的な発見であるという見解が出されております。この世界的にも類を見ない貴重な発見がなされたことは、本町にとってもたいへん意義深く、ぜひともこれを利用して町の活性化の1つとして取り上げていきたいと考えております。

ただ、現時点では発掘は継続中であり、今後約3年、あと3年かかると聞いております。現時点において発掘場所の特定を発表はしておりません。これは周辺の化石の乱獲、こういう貴重な化石が出ますと、非常に盗掘が盛んに行われるということで、まずこの調査が完全に終わるまで、場所の指定もまだ発表しておりません。つきましては、本当に本町においては鳥屋城山出土のモササウルスの化石については、大きな地域資源であるという観点から、この発掘調査が終了した時点において、学術的にも貴重であり、世界的な発見を内外に強くアピールし、本町の活性化を図るためにも、例えば議員御提案の化石ロードと銘打ったハイキングコースや周辺整備などといった活用の手法が望ましいのか、これも県や地元の方々と協議しながら、今後検討をさせていただきたいと思っております。

○議長（中山 進）

教育長、楠木茂君。

○教育長（楠木 茂）

森本議員にお答えを申し上げます。

まず第1点、大津市の事件後に教育委員会として新たないじめの防止策はというお尋ねでございます。

本町のいじめ防止対策といたしましては、いじめはどの子にも、どの学校にも起こ

り得るものとの認識に基づき、従前より独自の対策として年2回の定例調査を実施しております。それにより、いじめの把握、いじめの防止対策は重厚かつ慎重に実施しているところでございます。

なお、大津の事件以来は、即座に教育長通知を各学校に発出し、町独自の調査や詳細な個別のアンケートや聞き取りを実施するとともに、文科省からの調査などをよりきめ細かく調査しているところでありますが、幸いにも重大な事件につながるような報告は受けていないところでございます。ただ、ふざけ、あるいはからかい、悪口等々、気になることについては、1つ1つ丁寧に指導をし、ほとんどが解消、解決に向かっていると報告を受けているところであります。今後も学校と連携を密にして、実態や情報を共有しながら取り組みを進めていきたいと考えております。

次に、不登校生徒のケアにつきまして、登校できない理由や原因には、個々さまざまなものがあります。友達をつくることが苦手で、また周りから疎外感を感じ、どこにも居場所がなく、原因もわからず自分の殻に閉じこもってしまって、どうしても学校へ行けなくなった子どもたちが実際おります。学校では、3日連続して欠席する児童生徒がいる場合は、家庭訪問等を実施して様子を伺うこととしております。また、長期欠席となっている児童生徒に対しましては、校内委員会で対応を検討するとともに、担任教諭を中心に毎週複数回の家庭訪問を実施し、心のケアと学習保障を行うと同時に、個別に学習したり相談したりできる部屋、できる教室を用意して、ケアに努めておるところでございます。また、場合によっては、学校に派遣をしているスクールカウンセラー、そしてスクールソーシャルワーカーと連携をしたケース会を開催し、幅広い視点から登校支援ができるような体制も整え、家庭訪問や相談面接などを実施してきております。今後も、全ての子どもが元気に学校に通えるよう、学校や関係機関と連携をとりながら取り組みを進めていきたい、そういうふうと考えております。

次に、携帯・パソコン関係の誹謗、中傷の抑制策の件でございます。各学校では、情報化社会に対応できる児童生徒の育成を目指して、情報教育を計画的・発展的に実施しております。その中で議員御指摘のネット上の書き込みについても、学習する機会を設けております。また、関係機関が実施する出前授業を積極的に活用して情報モラルの学習を進めるとともに、適時保護者への啓発も行っております。

さらに、和歌山県教育委員会から委託された情報セキュリティー研究所が不適切な書き込み等の発見に取り組んでおり、不適切な書き込み等があると、すぐに町の教育委員会に連絡が入り、教育委員会と学校が早急に対応できるようになっております。書き込み等をすぐに削除し、個別指導並びに全体指導を行い敏速に対応できるので、情報モラルの向上や誹謗・中傷の抑止につながっているところでございます。

次に、学習の習熟度に達していない子どもたちの補完でございますが、本町では学力向上を重点目標の1つに掲げ、従前より各学校において、放課後や長期休養中の補充学習を熱心実施をして学力向上に努めているところでございます。また、小学校

3・4年生時の重要性に鑑み、習熟度別授業や少人数学習を実施するとともに、学校奨励金を活用して学力補充支援員による補習授業などを実施しているところでございます。おくれる子どもをつくらないという町の大きな方針がございます。今後も個々の習熟度を的確に判断して、補充学習の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、塾、スポーツクラブの効果はということでございます。学習塾や各スポーツクラブ等への参加は、本人や家庭の考えやニーズ、目的の中で行われているものであり、伸ばしたい能力をより高める、学習や運動の機会をより広げるという面においては効用があると考えております。そのことは、学力や体力の向上につながる側面もあるかと思いますが、私どもが担当しております公教育、義務教育の範囲におきましては、どの子にも一定水準の教育を保障するという公教育の理念がございます。私どもは、今後もその理念に沿って、知徳体食の調和のとれた学校教育の充実にこれから支援していきたいと考えておるところでございます。

最後に、人を愛し、他人を思いやる教育は何が一番かというお尋ねでございます。人間愛や思いやる心は道徳性の基盤であり、人格の完成を目指す学校教育においては最も大切にすべき指導事項の1つと考えております。また、それらの道徳性を育成するには、人を愛し思いやることのすばらしさや心地よさ、大切さを体感して深く理解できるような取り組みを、発達段階に応じて実施していくことが大切だと考えております。各学校において、道徳の時間を軸に、特別活動や学校行事での集団活動を通して人間愛や思いやりの価値を位置づけたり、体感したりする活動を教育課程に位置づけて展開をしておるところでございます。今後もその取り組みを充実するよう支援してまいりたいと、そういうように考えております。以上でございます。

○議長（中山 進）

教育部長、三角治君。

○教育部長（三角 治）

町長の答弁に補足させていただきます。

先ほど町長より説明がございました鳥屋城山のほこらの話でございます。

鳥屋城山は、御存じのように山頂付近がこのような形になっておりまして、一帯が町有地でございます。その中にお城の跡がございます。これは和歌山県の指定といたしまして、昭和30年8月18日に指定されております。これは中世の山城ということでは、県内唯一の史跡でございます。ということで、私どもの町有地であるというふうなこともありまして、重要なものだというふうな認識がございます。

そこで、今問題になっておりますほこらにつきましてなんですが、ちょっと詳しく調査させていただきました。頂上のほこらはこういうふうな形になっておりまして、恐らくは、年代を言いますと、大正末期から昭和の頭ぐらいにできたものではないかというふうに推測されております。中のほうを調べましたところ、御神体の中にはなく、こういうふうな札が出てまいっております。この札に書いておりますとおり、長

谷川区であるとか、中井原区あるとか、調べました結果、中井原、長谷川、吉田、市場、中野、伏羊、小川、ちょっとあとは字は読めませんが、その他のものが出ております。

その中を実はひもときましたら、こういうものが出てまいりました。これは御塔婆です。この御塔婆が殉という字を使っておりまして、殉ということは、いわゆる殉死というふうなことだと思われまますので、これをちょっと調べてみました。調べてみましたところ、この中に載っておりまして、中井何がしかという、ちょっとお名前は言えませんが、中井原の方のこういうふうな御塔婆も出てまいりました。これを見ますと、この方の御塔婆につきましては、昭和20年、フィリピンのほうで亡くなった、戦死された方というふうに判別できました。ということは、結局、区で1束10から20ぐらいの塔婆を入れて、各区があそこら辺の地域の全ての区が納めていたところというふうな推測されております。ただ町長が申し上げましたとおり、どうやらその講もなくなって、現在はもう何十年も荒れ果てた状況で、お参りする方も全くいないというふうな状況でございます。大きさは1メートル80mの1メートル60、高さが1メートル50ございました。ということで、これにつきましては、こういうふうなものが出てきたということなので、私どもでは直接さわることはできませんので、関係のところと協議いたしまして、どういうふうにするのが適切であるのか、またこの中身についてどういうふうにするのかというふうなことも調べてやっていきたい。関係機関、神社さんであるとか、県のほうともちょっと協議したいというふうに思っております。それはそれで、ほこらのほうは何とか解決したいと思っておりますし、また町有地につきましては、この平成25年1月、2月に地籍調査が終わります。その段階において境界が明示できます。それまで待つのではなく、あらかじめ町有地というふうに完全にわかっているところについては、早急に草刈りであるとか枝打ち、できる範囲でやっていきたいというふうにかように思っております。よろしく願いいたします。

○議長（中山 進）

ほかに補足説明はありませんか。

9番、森本明君。

○9番（森本 明）

1点だけ再質問させていただきます。

いじめは先生が許さないという信念のもと、先生の姿勢と生徒と保護者との連携を密にする連絡ノートを作成し、早く発見し、早く解決すると。それは、いじめのことについては解決する基本ではないかと私は考えます。それについての御意見を賜わって、質問を終わりたいと思います。

○議長（中山 進）

教育長、楠木茂君。

○教育長（楠木 茂）

森本議員にお答えをしたいと思います。

連絡ノートにつきましても、私ども以前から検討をしております、またひとつ実施をしていきたいなとそういうふうに考えております。

○議長（中山 進）

以上で、森本明君の一般質問を終わります。

……………通告順 2 番 8 番（佐々木裕哲）……………

○議長（中山 進）

続いて、8 番、佐々木裕哲君の一般質問を許可します。

8 番、佐々木裕哲君。

○8 番（佐々木裕哲）

では、私の質問をさせていただきます。

まず、3 項目質問させていただくんですけど、まず第 1 番目の生活保護受給者への対応についてお聞きしたいと思います。

生活保護は、憲法第 25 条に基づき、国民は健康で文化的、最低限の生活をできるように国が保障する公的扶助制度であり、本人が生活に困っていることを自治体の窓口申請して、一定の要件が満たされれば受給できるようになっています。民法上は、受給者の親や子どもは扶養義務者に当たるが、生活保護法では扶養を義務づけられておらず、自治体が受給者の親や子どもに扶養するように求めても応じない例も多いと言われています。

また、受給者の一部ではありますが、働けるのに働かないで受給、収入があっても無申告や過少申告とも言われています。ことし 3 月末現在で、全国で 210 万 8,000 人の方が受給されております。その費用は年間 3 兆 7,000 億円と、このままでは防衛予算を超えるのももう身近だと言われています。では、具体的にお聞きしたいと思います。この件については、できれば事務をやっている担当部長に答弁していただいて、総括的にまた後で町長のほうをお願いしたいと思います。

まず第 1 点目に、実際に生活保護を申請する場合、どのような流れで申請から決定、受給に至るのかお聞きしたいと思います。続いて 2 番目に、我が町の受給者数はどのようにになっているのか、これもお聞きしたいと思います。次に 3 番目に、受給者の方に住まいの確保とか家計の再建、就労支援等社会復帰への措置が大事だと思うんですが、どのような取り組みをされているのか、これもお聞きしたいと思います。4 番目に、受給者は毎年更新手続をすると思うんですが、どのような方法で行われているのかお聞きしたいと思います。また、町は受給者の日常実態把握をどのようにしているのか、これもお聞きしたいと思います。そして最後に、我が町のモデル受給額、例えば 1 人で生活されている方、2 人で生活されている方、子どもさんを伴って生活されている方というモデル例があるかと思うんですけども、これもお聞きしたいと思います。

ます。生活保護については以上です。

続いて、2番目の質問で、農地転用許可基準について質問します。

今現在、吉備地区において公共下水道事業が行われ、それに伴い農地から宅地化へと人口、世帯数がふえています。今後、下水道工事が行われる予定地区で農地転用許可の規制がかかるのではないかと聞きましたが、本当にそうなるのですか。また、この地区は主要幹線道路、吉備地区においても非常に大きな主要幹線道路が通っている地区であり、将来発展する地区だと私は思っているのですが、この規制がかかるとブレーキがかかるのではないかとちょっと心配します。その点について、現状及びどのような行政として考えを持っているのかお聞きしたいと思います。

続きまして、3点目の質問をさせていただきます。小中学校におけるしつけ、道徳教育についてでございます。

現代社会は、これはちょっと角度を変えた見方ですけども、偏見の目で見ると、自分さえよければの自分中心主義、成績さえよければの勉強中心主義へと変わってきた感がします。人間、子どもから大人へと成長していく過程で、一番大事なものは教育の基本、それは小さいときからのしつけであり道徳教育であると思います。本来、しつけや道徳教育は、家庭教育の中で自然に身についていくものだと思うんですが、最近の各家庭の状況も昔と変わり核家族が進み、昔のように大家族の中で育ち、その中で規律や礼儀作法を教えられ自然に身につけていったものですが、今は核家族により、おじいさんやおばあさんと一緒に生活するというような家庭も少なくなり、こういう面も若干昔と形態が変わってきているものだと思いますが、日本はもう一度しつけや道徳教育を見直さなければならぬときが来ているのではないかと私は思います。親が子どもを、子どもが親をと、悲しい事件が毎日のように報道されております。

また、先ほども同僚議員の質問の中にもありましたが、いろいろないじめ問題も起きております。これも原点と言え、しつけ、道徳教育から来ているものではないかとそう思います。そこで、家庭で教えられない分は、もう学校で教えるしかないと思います。そこで、しつけ、道徳教育はどのようにやっているのか、またやっているうちに問題点がないのか、その点もお聞きしたいと思います。

1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（中山 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

佐々木議員にお答えをしたいと思います。

まず、生活保護のお尋ねがありました。生活保護受給者への対応についてをお答えしたいと思います。

議員仰せのとおり、生活保護制度は憲法第25条に基づき、生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保

障するとともに自立を助長することを目的としています。町では、生活保護に関する相談があった場合、まず生活相談票に沿って財産、税金面、負債、貯蓄金等の聞き取りを行い、生活実態の把握をまずさせていただきます。その後、県のケースワーカー、本人、地元民生委員などで保護申請に向けた協議を行い、ケースワーカーによる申請書の作成と民生委員による意見書、町では住民票、戸籍、固定資産評価証明書等の書類を添付して県に進達をします。県では内容を審査し、申請から1カ月以内に決定を下します。

生活保護の実態でありますけれども、現在、町内には84世帯、89名の方が生活保護を受給しております。県下の市町村保護状況から見ますと、保護率ではほかに比較して我が町は非常に低い水準にあります。大半が60歳以上の高齢者であります。今日、社会問題化している不正受給等の事実は当町にはないと思いますが、今後におきましては高齢者世帯を中心に申請者が増加するものと思っております。町としては、受給者の生活全般についてケースワーカーに一任するだけではなくて、地元の民生委員さんを初め関係者が連携し、生活指導・支援をしてまいりたいと思っております。

次に、吉備地区における公共下水道事業が行われ、それに伴い人口、世帯数が増加している中で、今後、宅地化が進まれる数カ所で転用許可の規制がかかるのではないかという御質問でありますけれども、これは平成21年12月に農地転用に関する法律が改正されまして、6カ月の経過期間を経て施行されました。この改正により、原則的に転用できない第1種農地の定義が、一団の農地面積が20ヘクタールから10ヘクタールとなり、農地を分断できる要件も詳細化されました。今までやったら、実際、町道が中に走っていれば、それはもうその町道で分断できるという判断で町のほうが進めてきたんですけれども、これも国の指導におきまして、分断基準の解釈が本来国が示すものとなっている中で、本年の1月、県と事前協議において初めて転用できないという見解が示されました。現在では、町内で転用できないであろうと考えるのは、上中島から出までの昭和28年の水害後、区画されたいわゆる八丁と呼ばれる区域、それから徳田地区、東丹生区、西丹生区の一部となります。

これにはいろんな例外基準もあります。例外基準といえば、ガス、水道、下水、このうち2つが通ってる道に面したとこ、あるいは、なおかつ500メートル以内に公共の施設、病院であったり学校があれば、それは例外ではないということで、今のところ出地区にもそういった事例があったんですけれども、今のところ県と大分協議したんですけれども認められないということで、ここはもちろん公共の施設、それから水道が入ってます。ただ下水管が入ってないんで認められないということで、議員おっしゃるとおり、有田川町もこれからどんどんと人口をふやしていく中で、そういう規制があること自体が非常にネックになってきますんで、できるだけこういった開発の地域が早く下水道を引いて、その規制から外れるように。多分もう水道は大分入ってるんで、下水道管さえ布設すればその条件、公共施設も学校とか病院とかそれぞれ

の近くに皆ありますんで、下水道管を布設すればその条件を満たすということで、こういった地域をできるだけ早く調査して、できるだけ早く公共下水を入れて宅地化にできるように今努力をしているところであります。実際いろんなケースがありますんで、また御相談いただいたら県との協議も行う中で、まあ、これはもう転用できない場合はもう御理解いただかなくては、今のところはしゃあないという状況になっております。以上です。

○議長（中山 進）

ほかに補足説明ありませんか。

教育長、楠木茂君。

○教育長（楠木 茂）

佐々木議員にお答えを申し上げます。

現在、社会は日本の従来からの美德とされてきた協調とか思いやりの文化が薄れ、議員御指摘のとおり、残念ながら自分さえよければという利己主義が一部台頭している感があります。こういうことから、個人の価値観や倫理観が変化し、道徳性が低下しているという指摘もあります。核家族化も伴い、家庭教育もその影響を受け、しつけや人とのつながり、公共性など客体化に伴いまして、地域の教育力も現代的な社会変化によってなくなってきていることも現実的な問題でございます。

そんな現状の中から、学校における道徳教育というのが近年注目されております。児童生徒が命を大切に作る心や他人を思いやる心、そして善悪の判断など規範意識を育むなどの道徳性を身につけることはとても重要なことでございます。我が町においても、学校での道徳の時間における指導や話し合いを計画的に行っております。また、教室での授業だけでなく、人間性を高め、協調性を育み、社会に貢献するという実践的な体験活動からみずからを学び取っていくという取り組みを行っております。児童・幼児期における人とのかかわりや体験活動は、人間形成にとって重要な事柄でございます。学校教育はもちろんのこと、社会教育の中で、また地域社会や家庭教育の中でも十分に取り組みはできるように、地域、学校、保護者が一体となって心豊かな子どもの育成に努めていきたいと考えております。このことにつきましては、部長のほうからもう少し詳しく御答弁を申し上げます。

○議長（中山 進）

教育部長、三角治君。

○教育部長（三角 治）

補足説明させていただきます。

御指摘の道徳教育というものは本当に大事なものであるというふうに思っております。今、教育長が申し上げましたとおり、近年、社会の発達や価値観の多様化、また情報化社会の進展ということに伴って、道徳性の低下がたいへん危惧されておるということでございます。

従来、道徳性については、学校、家庭、それと地域で育まれてまいりました。しかし、現在において学校における道徳教育に大きな期待が寄せられておるといふことは、そういうふうな社会の様相にあるといふふうに認識しております。ということを受けまして、各学校におきましては週1回の道徳の時間におきまして、道徳的心情を高める指導、そういうのを計画的に行うということとともに、そういうことだけではなくてボランティア活動であるとか、福祉体験であるとか、集団宿泊活動ですね、そういうふうなもの、また挨拶運動を通しまして道徳的行為の促進といふのを図っております。また、学習規律といふふうなことや早寝早起き、整理整頓など、基本的な生活習慣の指導といふふうなものにつきましても、保護者と連携の中で実施しております。今後、時代が変わりましても、大切にすべきは道徳心、道徳だといふふうに認識しておりますので、教育活動全体を通して育成できるように支援していきたいといふふうに思っております。

また、もう1つに市民性といふふうな言葉がございます。市民性につきましては、大人としての客観的な判断力を身につけて、精神的に成熟するといふふうな側面と、社会の成員として権利と義務を行使するといふ側面がございます。つまりこれ、児童生徒に置きかえてみますと、自分も他者も大切にすることと、権利の主体として責任を果たすといふこととともに、責任を果たしながら積極的に社会に参画しようとする意欲や態度を育てるという教育によりまして、思いやりや愛する心が醸成されるといふふうなことでございますので、市民性の醸成といふふうなことも進めていきますし、現在、教育コミュニティーなどを通しまして、地域、学校、家庭で、また公民館も含めまして市民性の醸成といふことを行っております。

また、先ほど申し上げましたとおり体験活動、今の子どもはたいへん体験が少のうございますので、体験活動を通じて思いやりやふるさとを愛する心の教育を育成する、社会教育の中においても行っていくといふふうなことで、学社連携という中で道徳心の育成ということに努めております。以上でございます。

○議長（中山 進）

福祉保健部長、中島詳裕君。

○福祉保健部長（中島詳裕）

私から、生活保護に関連しまして長の補足答弁をさせていただきます。

まず、住まいの確保、家計再建、就労支援等社会復帰への指導・取り組みということでございますが、ケースワーカー、民生委員や町社会福祉協議会、町包括支援センター等の関係者によりまして、町管理の施設へのあっせん、養護老人ホームへの入所措置、求人情報の提供、ハローワークへの紹介、また健康管理も含めた総合的な取り組みを行っております。

続いて、毎年更新の方法はということでございますが、基本的に生活保護については期間はありません。受給者は定期的に収入申告書の提出義務があります。この書類

により保護費以外の収入状況を把握し、保護の是非を決定しております。実態把握については、生活保護の支給方法で民生委員にお願いするケース、直接口座に振り込む場合、また窓口で本人に手渡す場合等があります。ケースワーカーによる世帯訪問、ひとり暮らしの方は民生委員さんによる月1度の訪問をお願いしております、生活状態を把握させていただいているところでございます。

続いて、有田川町のモデル受給額でございますが、国が定めている基準では、有田川町はその他の市町村に今、部類されます。3級地の2という位置になります。例えば、高齢者2人世帯当たりの最低生活費は月額10万2,500円でございます。ちなみに、この9月の生活保護費の支給額は、生活扶助、住宅扶助等で、有田川町で270万円でございます。1人当たり平均しますと2万9,300円になります。以上でございます。

○議長（中山 進）

ほかに補足説明ありませんか。

—— 8番、佐々木裕哲君。

○8番（佐々木裕哲）

再質問させていただきます。

ちょっと私、そのモデルケースの中で、1人の方の場合は幾らくれるのかなという、そのことを後で聞きたいんですけども。ひとり住まいの方がそうして困ってるから支給されてるっていう方もありますね。その方の月額は何らかなってというの、それはつかんでない。

—— 質問の、まあ時間がありますのでやります。

後で申し上げますけど、この今、町長からの答弁で、うちの生活保護は非常に人口の割には少ないと。私もそうだと思います、県下、全国平均を見ても。なかなかそれは、今まで行政、また町民の心構え、またいろいろ生活水準等々、そういう上に立っての今現在のあれだと思ふんで、非常にいいことだと思います。

それで、まずその生活保護のことについて、私、再質問の中でお話ししたいのは、この生活保護というのは全国都道府県市町村によって、さっきも部長が言いましたように金額違いますね。和歌山県でもらうんと、東京でもらうんと違いますね。もちろん、これは物価とか住宅事情の家賃とかそういうのが変わってくるんで、これはもう大きく変わってくるのは当然だと思ふんですけど、僕ちょっと調べた結果、間違えちゃったらごめんなさいですけど。私が1人で生活しちゃあって受給されるという場合は、たしか有田川町だったら、僕は計算したら、これ間違っちゃったらごめんですけども、6万6,250円、全額もろうた場合、そうなると思ふんですけど。もちろんそうすると、これはもう生活保護やけ当然してあげなければならないし、税金から医療費、全て公的な支払いは無料になると思ふんです。まだ、この6万6,250円が多いとかいうことで、私は、そういう質問は決してしておりません。これで生活ができるん

かという、ある反面はまた私も持っておるわけなんですけども。

一方、ここでちょっと町民の方とか国民の方が不満というんじゃないですけど、違和感を持っているのは、国民年金を苦しいながら、生活ぎりぎりからでも20歳から60歳まで40年間びっちりかけて、もらう年金は月額最高で6万5,541円です。これはもう変わりません、北海道から沖縄まで国民年金は同一です。ということになってくると、国民年金よりも多いやないかというような声がちょこちょこあるわけなんです。これは、いろいろ報道等でも。それで、何か割り切れない気持ちがあるというのが、これはもう実際、国民の一部であろうかどうかわかりませんが、そういう声は皆持っているということです。そこで私は、ここなんですわ、無理して国民年金をかけること要るかよというような声をちょこちょこ聞くんです。そこが問題なんです。国民年金は、これは我々は義務化されてますんでかけてもらわなったら、みんなでみこしを担がなったら、今度はもらう方、もちろん次世代、今の若い、きょうも傍聴に来てくれる中学生の皆さんが、この方らがこれから大人になり一生懸命かけてくれる、物すごい荷が大きくなってきてるんです。今現在、国民年金の未納者が4人あるちゅうんですわ、全国的に見たら。10人あったら4人かけてないという。そんなばかげた、それやったらもう持ちこたえられませんわ、政府は。だから、国民年金をどんどんどんどん、もらう年齢を前へ前へ進めていって、なおかつ金額がだんだんだんだん少なくなってくる、当然そういう措置をとらなきゃならないさけ、そういうようになってると思うんですけど。

そこで、後でちょっと聞くんですけども、うちの国民年金の納付率、収納率言うんですかな、それ恐らく悪いことはないと思うんですけども、そこをちょっと聞かせてください。

それと、このまま、もしこれはもちろん我々は誰しも年いってくるんであれば当然のことですけど、社会保障の問題です。今は元気な者でも若い者でも年老いてくれば必ずこれはお世話にならんなんということで、これはもうなくすことはできません。しかし、このままでは、将来日本では必ず社会保障で日本が行き詰まるときは必ず私は来ると思うんです、これだけの国債発行、いろいろなことでどんどんやっていますので。世界の国保のある国といたらもう大体わかると思うんですけど、税金は50%以上ぐらい取ってますわね。それぐらいすれば、もう何もかも政府で全部やってくれるということになるけども、今日本ではそんな50%以上の税金を取るといようなことはとても考えられんし、消費税でもわあわあ言うてるのに、そういうことになっていくと違うかなというような懸念はします。

今回、私、生活保護のこの件について、これは基本的人権のことでございまして、私はこれをなぜ取り上げたということは、世の中、困っている人があれば、国や国民が扶助してあげるのは当然であり、そのためにこういう法律があるわけなんです。この金額が多いとか、これ少のうせえとかいうことでは決してありません。さっきも言

いましたように、我が町では適正運用されているんかって聞いたら、ちゃんとやっているとことですけど、将来的に、これからですけども、ちゃんと受給の審査をやっていかなんたら、とてつもないことになるということを私は言いたいんです。そのために、県の担当者だけとか、もちろん民生委員の方らも一生懸命頑張ってくれてます。しかし、民生委員の方らも権限がないんです。余り突っ込んだことも聞けないし、そこなんです。そういう担当の方にも余り負担はかけられないと思うんです。だから、一番やっぱりそれは何かといたら、身近な行政、行政がもちろん各町から、我々はほとんど職員はこの有田川町の出身の方が大半でございますので、実態把握というのは一番つかめると思うんです。そういうことをしてほしいということです。そこで年に1回かなんか知りませんが、収入はあんたあんのというようなことをきちっとつかんでいただきたいということです。

生活保護の支給に当たって、普通は一般的には現金でいただきます、振り込んでくれます。ところが、物品支給とか家賃はもうほかの方へ流用されたら悪いんで、自治体からそのAさんが入ってるアパートならアパートへ自治体から直接振り込むと、こんな例がいっぱいあるということです。というのはなぜかといったら、自治体はそのAさんに払ったら、家主の方が自治体へ、役場へ、家賃くれんねと。言うたら、そのもらった方がもう家賃を払わんとほかへ使っちゃうというようなことが、これ実際あるそうです。それで、うちはそんなことはありませんけど、そういうことあると聞いてます。また、和歌山県のある自治体なんですけど、物品支給をやってます、物品支給で。例えば、お米とか衣類とかいろんなことで、それで生活保護を物品支給でやってる。それは誰がするのよと言ったら、役場の職員が週何回か行って、その家へ持っていくってというような制度をとってるというのは、この和歌山県のちょっと南のほうの自治体でやってると聞いてます。

それでまた、ある自治体では、これ実際の話、私はこれ恐らくうそじゃないと思うんですけど、こんなこと載ってたんです。ある自治体の窓口へ、きょう、あした、食う米代ないんやと、これ何とかしてくれんのかいて、こんな制度あるやないかと言われて、窓口へ来たら、その窓口では物品支給もありますよと。それだったらお米を差し上げますと。月にどれだけ分だったらあげますと言うたら、もうそれだったら要らんわと言って帰ったという記事載ってました。正味これは恐らく本当だと思います。そしたら、もうそう言うたら、どういう意味かということは、もう皆さん、わかると思うんですけども、ここらに問題があるということで、僕はなぜかと言うたら、根本は実態把握をきちっとつかんでほしいということなんです。ここは、もうこれでなかなか難しい問題ですけども、これをやっていかんことには、これはふえるばかりだと思います。そういうことで一遍、その国民年金の納付率っていうのか、収納率、それをちょっと聞かせてください。

それから下水道、農地転換の件やけど、町長、先ほどこんなに言うて、僕はこれ、

それだったらええんやけど、ある地区、もう町長はどこか知ってらな、東丹生図とか西丹生図で言うたな。あそこ広い道通って、ええ宅地になると思うんですね。あそこまだ下水入ってませんわね、もちろん、次は入るけど。もうこれ、今から、例えば来年、再来年に下水道が通ったら、これ適用できるんか、これもう除外できるの。そこを僕はちょっと聞きたいんよ。それだったらええんやけどね。もう今現在、ことしじゅうにやってなかったら、もうあかんでとか、もう既に下水通ってなかったら、農地転換できんぞということになってくると、もうあの地区はだめだということになるんで、そこをちょっと私、あのええ宅地のなるとこなあと私はそう思っております。徳田の上徳なんかでもそうですわ。東丹生図、西丹生図、あそこは広い幹線道路、宅地にはいつでもなるようなどこばかりです。そこをちょっと聞きたいと思います。

それと、3番目のしつけ、道徳教育です。先ほど、部長も教育長も答弁していただいたし、ちゃんとやってくれると思うんですけど、もう僕の教育のほうの考えも一緒だと思うんですけど。やっぱり、もういじめの問題にしろ、いろんな問題にしろ、教育の基本はしつけよ、道徳よ、もうこれしかないんよ。だから、ここらにひとつ注力やって、小さな子どもが立派な大人になるようにひとつやってください、それだけお願いしておきます。

これで2回目の質問を終わります。

○議長（中山 進）

住民税務部長、坂上泰司君。

○住民税務部長（坂上泰司）

佐々木議員の質問にお答えしたいと思います。

国民年金の収納率なんですけど、有田川町では現在82.6%、和歌山県全体では67.69%、近畿で見ますと56.86%になっております。以上です。

○議長（中山 進）

ほかに補足説明はありませんか。

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

佐々木議員の生活保護の問題がありました。

今、国でも実は大きな問題になってまして、与野党超えたチームをつくって、物品支給するとか、不正受給をなくそうということで今、調査をしております。もちろん、不正受給というのはいかんことでもありますけれども、結構全国的にはかなり、子どもが物すごく出世してやんの親を見やんとか、そういう事例がたくさんあるようです。おかげさんでうちの場合は、そういうことはありません。

今後、おっしゃるように、申請に来たときは、しっかりと調査する必要があるのかなということで。ただ、国民年金と比べたら、片や同じ金額で、片や医療費とか全部ただやとか、そういう差はありますけれども、それはやっぱり人間のモラルの問題で、

誰も生活保護を受けたくて受けている方が、少なくとも我が町ではないと考えてます。

そしてもう1つ、下水道の問題ですけれども、実は1カ所、そういう事例が最近になってありまして、県とも、うちはもうここへ3年後に必ず下水道を引くという計画も立ててんのやと、3年後に必ず下水道がつくんやのに認めてくれんのかという話で大分おしゃるいた。あそこは、もう水道は通ってるんですけれども、あと下水を引けば許可いただけるということで、県ともう3年後にはここへ必ず引くんやということでわかつちやるのに、何で家が建つのを許可してくれんのかなということで大分おしゃるいたんですけど、やっぱりそれはもう法律であかんと。完成せなんだらあかんとということで、今、下水道を通るのを、その方に御理解をいただいて待っていただいております。こういった地域が、まだまだたくさん雑種地で放ってあるとか、将来的に宅地開発するであろうというところも何カ所かこの規制にかかっていますんで、今、下水道のほうでもそこらを把握して、下水道の拡大の申請をこれからつかんでいくところがあります。ほとんどのところについては、下水道が布設されれば、この基準から除外されると思います。

○議長（中山 進）

他に答弁ありませんか。

福祉保健部長、中島詳裕君。

○福祉保健部長（中島詳裕）

御説明させていただきます。

議員がおっしゃるモデル受給額ということなんでございますが、個々の受給者によりましてケースが違いますので、幾らっていうモデルケースというのは存在しないんでございます。ただ先ほど申しましたように、有田川町、最低生活費が10万2,500円と、それに至るまでの収入とか住宅扶助費、生活扶助費、そういうのを積み上げて、持ち家であるとか、借家であれば当然違ってきます。そういうものの中で、その差額分を生活保護費として支給するというところでございますので、先ほど言いました、9月、直近でいう270万円余りというのは、そのトータルでございます。それで御理解お願いできますか。

（「6万5,500いくらっていう該当者があるんかないんかって聞いているのに、それ答えちゃげたらええんやいしょ。1人よ。また再質問せんなんようにならいいしょ。

もっと親切に答弁しちやってくれよ」と呼ぶ者あり）

○福祉保健部長（中島詳裕）

6万2,500円を超えている支給額も、出している人もいております。何人かはおられます。

○議長（中山 進）

8番、佐々木裕哲君。

○8番（佐々木裕哲）

3回目でもう最後に質問、簡単にします。

今の生活保護は、もう大体それで結構です。しかし、これモデルケースというのは必ずあると思うんで、部長、これきちっと、僕は大体聞いてんけどね、これ。役場からこれ聞いたで。課から聞いてんで。それはもう、そんなことはどうでもいいです。いいですけどね。

(「どうでもいいことはない。大切なことやけ」と呼ぶ者あり)

○8番(佐々木裕哲)

もうわからなんだからわからんで結構ですよ。

(「ちょっと休憩してよ。暫時休憩してでも聞かなんたら、こんな答弁されてたらおかしいやろ」と呼ぶ者あり)

○議長(中山 進)

休憩します。

~~~~~

休憩 10時46分

再開 10時52分

~~~~~

○議長(中山 進)

再開いたします。

福祉保健部長、中島詳裕君。

○福祉保健部長(中島詳裕)

たいへん申しわけありませんでした。おおむね6万6,250円ぐらいになるというところでございます。

○議長(中山 進)

よろしいですか。

——8番、佐々木裕哲君。

○8番(佐々木裕哲)

この農地転換のやつあいしょ。3年だけくださいと、これつくるさけということやけど、下水管入るさけ、それまで県があかんと言ってる。やけども、3年先にはあそこ入らいいしょな、入ったらもうええわけですね。それだけ。

○議長(中山 進)

町長、中山正隆君。

○町長(中山正隆)

さっき言うたように、3年後、必ずつくんやけど認められなんだということで、ついた時点では必ず認めていただけます、その隣接のとは。

○議長(中山 進)

以上で、佐々木裕哲君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~

休憩 10時53分

再開 11時12分

~~~~~

○議長（中山 進）

再開いたします。

……………通告順3番 6番（前勢利夫）……………

○議長（中山 進）

続いて、6番、前勢利夫君の一般質問を許可します。

6番、前勢利夫君。

○6番（前勢利夫）

発言の前に、議事進行で議長にお願いいたしたいと思います。

御案内のとおり、私の今回の一般質問の課題は過疎問題でございまして、これはもう国の機関として、これを根本から支える地方自治体、いわゆる都道府県市町村の人口状態が一番根本問題になる問題でございます。これには、細かく申し上げますと大変な時間が必要でございますので、皆さんに迷惑が掛かると思いますので、執行部とともに議員の皆さまに、ふつつかでございますが資料を作成しておりますので、その資料を、今申し上げました執行部並びに議員の各位にお配り願うことを許可していただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（中山 進）

許可します。

（資料配付）

○議長（中山 進）

6番、前勢利夫君。

○6番（前勢利夫）

私の本年第3回定例会におきまして、提出しております一般質問の項目は過疎問題と、もう1つは、議案第111号で連日にわたり議員各位のいろいろの見解の中で話し合われております、いわゆるあさぎり周辺整備事業問題について、2つを提示されておりますが、きのうの全協によりまして議会運営委員会の方向を踏まえ、今後の取り扱いについて議長一任のことが決まりましたので、この2項目につきましては本日の一般質問で削除いたしますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。

それでは、本当に深刻な問題であります過疎問題につきまして、ただいまから質問を展開いたしたいと思っております。先ほども資料を見ていただきましたとおり、国、都道府県、そして市町村の人口状態を見ていただきましたなら、いかにこの問題が深刻であり、火急そして決定的な手を打たない限り消滅集落さえ出てくる可能性を含んでお

る問題でございます。この上に立ちまして、これを把握していただくために、改めて過疎とは何かの経過について若干考え方を表明させていただきたいと思っております。

今般、国会で成立施行が決定した過疎地域自立促進特別措置法の改正に伴い、この法律に基づき施行中の現行有田川町過疎地域自立促進計画、これは平成22年から27年を目標に設定されたものでございまして、現在の本町における過疎解決問題がこれを教本として展開されておるわけでございます。今申し上げましたとおり、国の体制によりまして見直しが当然必要となり、これにどういうふうな対応をしていくのか、これが当町における過疎問題解決自立への今後の一番大きな問題になることは当然でございます。

まず、改めて過疎とは何かを把握しておくことは、問題解決の原点となりますので研究しておきたいと存じます。1960年後半、昭和40年代から戦後復旧から立ち直った我が国は、高度経済成長に伴い、この担い手としての人材、労働力、若者を中心に都市部に流入。第一次産業を基盤とする山村、農村、漁村、すなわち中山間地帯の人口は、その地域の生活に支障を来すほどの人口が減ることに過疎化現象が出現、加えて決定的な少子化傾向が一層この問題に輪をかけているのは現実の姿でございます。過疎化現象が出現、今申し上げました、これを阻止するとともに活性化を図り、実現するための法律が地方自治体からも強く要求され、昭和45年、1970年、国会議員立法として期間を10年ごとの期限に付し、過疎地域対策特別措置法の名称により発足施行され、昭和55年、1980年、過疎地域振興特別措置法、平成2年、1990年、過疎地域活性化特別措置法、平成12年、2000年、過疎地域自立促進特別措置法、平成22年、2010年、同じ名称のもとに平成32年、2020年を期限として現行法実施の段階にあることは極めて明白であります。平成23年、2011年3月11日、未曾有の東日本大震災が発生、これを踏まえ自治体が期限延長を求める強い要請に応えるため、今回の第180回国会において、議員立法として衆議院が去る本年6月8日、参議院は同6月20日に、いずれも全会一致で可決、本年6月27日、2012年施行、公布されました。

なお、期限については、平成33年、2021年3月31日まで、1カ年間延長されたのであります。御賢察のとおり合併前においても、私たちの旧清水町は全地域に、旧金屋町は、また旧吉備町においても一部地域はみなし指定を受け、平成18年の合併においてもこれが継承され今日に至っております。過疎法による事業実績は、全国において3番目、過疎地域活性化特別措置法までに62兆円、これに現行過疎法の前期実績約14兆円、後期計画分13兆円を加えて、事業費は実に89兆円に上っております。具体的質問に入ります。

1、過疎法に基づく全国都道府県別過疎指定の市町村数の資料を今後の研修資料にいたしたいので、文書で提出願います。これにつきましては、今、議員のお手元に配りましたが、私の調査による資料も参考にさせていただきますと同時に、町当局も一番

重要な問題でございますので、きちっと把握されておると思いますが、正確に御答弁を願いたいと思います。

2、和歌山県下の指定数もあわせてお願いいたします。

3、全ての計画立案の基本的な事項の根源をなすのは、人口動態の把握は最重点項目になるのは当然であるが、現町の以前の旧3町構成時、3万8,049人がピーク、合併1年前の平成17年には2万8,640人、45年間で減少率は24.7%になっているが、現状を平成22年国勢調査の結果時点での人口推移を年齢区分ごとに答えられたい。

4、同時に年度毎月ごとに作成発表されている、現況では9月4日付、住民記録人口も世帯数集計も提示願いたい。

申し上げるまでもなく、市町村自治体を支えている基礎的社会的構造組織は集落である。この集落の格差を分析し、自治体の安定度・崩壊度をはかる物差しに地域再生生活活性化の手法を考えるために、専門家は以下のような集落の状態区分を行っていますが、執行部も十分把握されておると思うのでございます。「存続集落」、55歳未満の人口が集落人口の50%を超えており、後継ぎが確保されることによって集落の担い手が再生産されている集落のことを指します。構成的には若夫婦世帯、就学児童世帯、後継ぎ確保世帯が主であります。次には、「準限界集落」、55歳以上の人口が集落人口の50%を超えており、現在の集落の担い手が確保されているものの、近い将来、その確保が難しくなっている集落で、限界集落の予備軍的存在になってきている集落。夫婦のみの世帯と準高齢者、55歳から64歳までで夫婦世帯が主であります。「限界集落」、65歳以上の高齢者が集落人口の50%を超え、冠婚葬祭を初め生活道や農道の管理などの社会的共同生活の維持が困難な状態にある集落。高齢者夫婦世帯、独居高齢者世帯が主であります。「消滅集落」、人口、戸数がゼロとなり、文字どおり消滅してしまった集落。まさに我々は、この現実を直視、冷静に把握、分析し、その状況に対応し、対策していかなければならない責務を有し、遂行の第一線としての任務があるわけでありまして。改めて執行部の決意をまず質するものであります。

さきにも質した資料にもいただきましたが、過疎地域の状況は24年、2012年4月1日現在、全国市町村数1,719中、過疎関係市町村数775町村、その割合は45.1%、人口、平成22年度国調を基本として、1億2,806万人が日本の総人口中、過疎関係市町村は1,033万人、割合は8.1%であります。過疎市町村の面積は216.321平方キロメートル、全国でも57.2%を踏まえ、おのおの東北3県の大惨事、これらの事実に対応するための国の改正の目的は、従来のハード事業の拡充としての、1、自然エネルギーを使用するための施設、太陽光、水力、バイオマス等々、2、認定こども園、市町村立の幼稚園、3、図書館、小・中学校統合要件撤廃等に過疎対策事業債による支援を明記しております。

新たにソフト事業も過疎債の対象とするとして、産業振興、交通通信情報関係の整備、生活環境の整備、高齢者等の保険・福祉の向上・増進、教育の振興、地域文化の振興、集落の整備、防災、上記の事業に係る基金積み立ても可能、が改正の骨子となされています。これを踏まえ、当然、当町における現計画の見直しが必要となり、1、基本的条項から10項目まで、国の従来の方策に順次施行されていますが、これまでの施策の進行過程で、何が成果を上げ、何が不足であったか、精査が何よりも必要と信じます。行政が、今後より真剣に行わなければならないのは、評価を正しく行い、正しい、まさに最少の経費で最大の効果を上げることに全力投球を行わない限り、納税者としての住民の信頼を勝ち取ることは不可能と存じます。改正立案に民の立場から、総務省過疎問題懇談会座長を務められた早稲田大学教育総合科学学術院教授、宮口侗迪先生は、改正法が成立した時点で、7月17日付、読売本紙論点で、「過疎地域を単に衰退して困っていると決めつけるのは間違いである。山村や離島に蓄積された多彩な暮らしのわざを人間論的価値として強くたたえたい。そのような地域の生活は、集落の支え合いの上に成り立ってきた。そこには、いつも誰かが心配してくれているという安心感が満ちている。その例として、壊滅的被害から見事に復興を勝ち取り、美しい棚田風景を取り戻した新潟県旧山古志村をたたえ、人間論的、社会論的に都市では生まれぬ対極の価値を持った地域と位置づけるべきである。このことにより、都市の若者が地域の人々のわざと温かさに感動すれば、そのことは地域の人々の自信を呼び起こす。たとえ少数であっても、その宝物を受け継ぐUターン、Iターンの人がいることは、過疎地域、離島の未来を明るくするものとする。無論、国はこの価値を評価し、強く支援することが不可欠である」と結ばれています。長の感想を聞かせていただき、第1回目の質問を終わります。

○議長（中山 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

前勢議員に、過疎問題についての御質問にお答えをしたいと思います。

平成18年の合併によりまして、有田川町が過疎地域自立促進特別措置法第33条第1項の規定により、過疎地域とみなされる市町村となり、全町、全域が過疎法の適用を受けて新しい景観の整備、地域文化の振興や多様な地域産業の振興などの推進を図ってまいりました。しかしながら、本町では人口減少と著しい高齢化、農林水産業の衰退などさまざまな課題が生じています。これは、過疎地域の問題ということにとどまらず、過疎地域が食料や水の供給、エネルギーの提供、国土の保全等のもとより、都市住民の安らぎや教育の提供の場として極めて重要な公的機能を有していることを踏まえると、国民の安全・安心に直結する重要な問題であると認識をしております。

ついては、平成22年3月に自立促進法が拡充、延長されたこと、さらに本年6月にこの法律の有効期限が33年3月31日までと5年間延長されたのを受け、過疎問

題の解決を町民全体にかかわる重要課題と捉え、集落の維持及び活性化など住民が将来にわたり安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るための事業を積極的に展開していきたいと考えております。

この過疎自立支援法だけじゃなしに、県のほうでも今、過疎集落生活活性化事業というのがありまして、清水地域で2カ所、これに取り組んでくれております。3年間で自分たちですれば1,000万円ということで、今、沼谷地区と、もう1つは遠井、それから沼、楠本、この3地区で今取り組んでいるところであります。この過疎法、これ今回延長になったんですけれども、実は22年の3月でもうこの法が、時限立法が切れるというところで、これも大きく全国の町村会で問題として取り上げまして、政府のほうに強力に推進をお願いするというので、今回また5年間、延長をしてくれました。その中で、今までと違って、いろんなソフト事業もこれによって可能になるということでもあります。この詳しいことについては、また後ほど総務部長より答弁をさせていただきます。

また、25年度の農林水産省の予算の概要というのが、先日、町村会の経済農林部会というところで取り寄せた資料が送られてきまして、24年度より25年度につきましては、農業予算で約4.2%、林野予算で、24年度は2,608億円やったんですけど3,273億、約25.5%、これ水産もあるんですけれども、うちは余り水産は関係ないんで、この2つで24年度比、約30%ぐらいの伸び率を示した予算が送られてきております。この中にはいろんな事業がありますんで、今後それを精査して、過疎地域で使えないかということで今後やっていきたいなど、検討していきたいなと思っております。

それから先日、もう1つ、読売新聞の論点ということで早稲田大学の宮口侗迪教授が人間論的価値の観点でっていう論文を発表しております。まさにこの中に書かれているように、過疎地域というのは今まで本当に優秀な人材を都会に向けて一生懸命に育てて、都会のために輩出した経緯がありまして、「ただ過疎地域を単に衰弱して困っている地域と決めつけるのは間違っている」、このように述べられております。全くそのとおりであります。

先日も関西広域連合の協議会というのがありまして、僕も出席させていただいてましたけれども、そこの施策の中には余りにも農業分野の施策が少ないということで、これもいかに少ないん違うか、もっと都会の人は地方のことをしっかりと見きわめてもらわんと同じテーブルで協議できないん違いますかということで、これも提案をさせていただいております。本当に過疎地域というのは、今、農業問題で個別所得補償とかTPPの問題もあります。平地であれば集約やって大きな農業というのはできるんですけれども、過疎地域はそういうことはできないという事情もありますけれども、やっぱりこの過疎地域においては今まで育んできた非常にすばらしいわざ、あるいは生活の様式があるんで、今後これを続けていかなければならないというようなこ

とも書いております。

最後に、国が都市と対極に位置するこの過疎地域、離島の価値を評価して強く支援をするということが本当に不可欠であります。先日も全国の町村会で、総務省並びにいろいろな方の講演も聞いたんですけれども、その中で言われることは、ただ美しい農村を守るんやという話がよく出てきます。その中で我々の仲間の中から、美しい農村らは守っていらんのや、とにかく過疎地域が自立して、生き生きとできるような施策をこれからやっていただきたいというような意見も、国のほうにも今伝えているところでもあります。過疎地域、これから非常に厳しい現実があると思いますけれども、地域の方と一緒に手を組んで過疎地域の問題に取り組んでいきたいと思っております。そのためには、地域の方がいかに元気を出して、地域の方が主体になって取り組んでくれるかということが今後大きな問題になると思いますので、地域の方々とも機会あるごとに出かけていって、いろいろな話を聞く中でいろいろな事業に乗せていきたいなという考えを持っております。

○議長（中山 進）

総務政策部長、武内宜夫君。

○総務政策部長（武内宜夫）

前勢議員の御質問に対します長の補足答弁をさせていただきたいと思っております。

まず最初に、都道府県の過疎指定市町村数というのがどうだということでありましたので、先ほどお配りさせてもうた資料にありますので、概略だけ説明させていただきたいと思っております。

この表の左の欄につきましては、北海道から下は沖縄県までの各都道府県の、一番左のここは全市町村数はどうですよということが書いております。それで、全国の市は787市ございます。それと町村におきましては932の町村、計で1,719、先ほど前勢議員がおっしゃってくれたとおりでございます。それで、一番右のほうへ行っただきましたら、過疎の市町村ということで、市におきましては268、そして町村におきましては507、合計で775となっております。全体の45.1%が過疎地域ということになってございます。あと中の都道府県別は、すいません、後ほど見ていただきたいと思っております。

それと、2つ目のことでございます。和歌山県下の過疎の指定市町村数についてはどうかということでもございました。次の1枚、縦の分をめぐっていただきましたらでございますのでお願いいたします。ここでは、全部の市町村のうち16が指定されてございます。そのうち市は2市、それと町村については14の町村が指定をされてございます。それで、みなしの部分につきましては、当町ともう1つ田辺市がでございます。

それと、3番目には人口動態のことについてでございます。先ほど前勢議員もおっしゃってくれたとおりでございます。次のページに細かいのが載ってございます。昭和35年から平成22年の国勢調査までの一覧表を載せてございます。縦に行きます

と、総数、それとゼロ歳から14歳まで、15歳から64歳まで、その括弧書きでは、うち15歳から29歳、そして、その次は65歳以上ということでございます。それと、若年者比率もその次に載ってございます。それと、最後は高齢比率ということで、ここへ乗せてもらっております。それで、人口動態につきましては、昭和35年の旧3町を合わせました人口につきましては3万8,049人ございました。合併前の平成17年では2万8,640人と45年間の間に9,409人、率にして25%が減少しております。さらに22年度におきましては2万8,640人となりまして、17年からの5年間ににつきましては1,478人、率にいたしまして5%減少したというこのようなことになってございます。

それと限界集落等々についてのことでございます。集落区分によりますと、全大字数につきましては93の地区でございます。そのうち55歳未満の人口が集落人口の50%を超えている集落、いわゆる存続集落でございます。これは93地区のうちの37地区でございまして、約40%となっております。それと55歳以上の人口が集落人口の50%を超えている集落ということで、これは準限界集落ということでございます。93地区のうち25地区、約27%でございます。それと65歳以上の高齢者が集落人口の50%を超えている集落、これは限界集落ということでございます。93地区のうち31地区ございまして、33%となっております。限界集落は全体の、今申しました約33%を占めており、準限界集落を含めると約60%程度となりまして、たいへん厳しい状態となっておりますということでございます。

また、本町の基幹的産業でございます農林業の低迷、路線バス等の公共交通機関の衰退、空き家の増加、森林の荒廃、耕作放棄地の増加や鳥獣によります被害の増加など、さまざまな課題が深刻化しております。そのような中、また高齢化や人口の減少が著しく進みまして、生活基盤の弱体化、医療・福祉などの生活を支えるサービスの低下など、過疎地域の集落機能の維持が困難な状況となっておりますのが当町の現状だとこのように認識してございます。

昭和45年に過疎地域対策緊急特別措置法が制定されまして、その後、時代に合わせて内容を修正いたしまして、3次にわたる法制定が行われました。さらに22年4月には、過疎地域自立促進特別措置法が一部改正されました。その改正を受けまして、平成22年から27年度の有田川町過疎地域自立促進計画というものを策定いたしました。その中にはソフト事業等々も追加をいたしまして、期間も27年度と延長しまして事業の展開に取り組んでおるのが事実でございます。しかしながら、先ほど説明をいたしましたように、人口の減少と少子高齢化により限界集落、あるいは準限界集落数は年々増加をしているのが実態でございます。このような中で集落を維持することが困難な地域におきましては、早急に集落の再編整備を進めることが必要であると町長も申したとおりでございます。

さらに、この6月には東日本大震災の発生によります過疎対策事業の遅延が想定さ

れることなどから、現行の過疎地域自立促進特別措置法の有効期限について5年間延長されたのを受けまして、従来からのハード事業はもちろんのことでございます、過疎集落再生活活性化支援事業とか、公共交通の未整備地域や交通不便地域の解消など、ソフト事業の積極的な展開などを含め時代のニーズに沿った形で、先ほど言った計画書の1番目の基本的な事項から2番目の産業の振興、3、4、5とずっとあるんですけど、最後の10番目のその他地域の自立促進に関し必要な事項について、今後におきましてさらなる見直しを図っていかなければならないとこのように思っております。そんな中、議員各位におかれましては、今後とも御指導や御協力をいただきまして、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

それで、合併をいたしまして23年度までの過疎債の発行額等々について、少しばかりお話をさせていただきたいと思っております。合併をいたしました18年度におきましては、発行額が2億6,080万円、そして19年度には1億9,540万円、20年度には1億9,130万円、21年度には6億2,780万円、22年度には1億3,380万円、23年度には1億3,370万円と、この6年間で15億4,280万円の過疎債を発行させていただいておる、このような状況で基盤整備等々を行っておるとというのが現状でございます。以上でございます。

○議長（中山 進）

ほかに補足説明はありませんか。

6番、前勢利夫君。

○6番（前勢利夫）

再質問をやらせていただきます。

悲観的など捉える発言が多々あったわけでございます。反面、たいへん心強い状況も、今度の長期総合計画の中で、うちの住民の今後の町に対する期待、実に合併時の70%余りを超えまして、80%がこの町に住みたいとはっきりと表明されております。本当にありがたい背景でないかと思っております。これに執行部、議会ともどういふふうに応えていくかは、これからの課題だと思います。今、大変、長を初め総務政策部長のほうからも第1問に対する適切な御答弁をいただいたんでございますが。最近、いわゆる物から心へと、今後の国のあり方の基本をどういふふうに認識するかという内閣府の調査に対して、実に64%は初めて、心だという調査結果が、今申し上げました内閣府から発表されたのは、まだ1週間もたちません。今まさに本当に心を大事にする。それは何かと申しますと、西暦に比べて日本は660年の古い歴史を持った世界で一番そういう意味では、中国にしろインドにしろ何千年からの差がありますが、一貫して国家の形態を崩すことなくやってきたのは、これは世界で我が国が類を抜いております。それは何か。いわゆる各地域の集落が生活の中でお互いに支え合い、そこから生み出した文化を継承してきておって、世界独特の文化形態を確立しておるのは我が国以外にありません。今朝来からもいろいろ教育の面で同僚議員も質問されま

したが、この日本の一番誇るべききずなをどういう形でさらによりよく発展させて、国際的にも非常に厳しい中で世界に尊敬される国家を築いていくことは、これは本当に精神的な支柱として私の質問に対して町長も述べられました。これを目標とした地域づくり、根底としての集落づくりが絶対的必要でございます。

ありがたいことに2006年からことしに至る6年間、初めて若い方々が農業に復帰する人口がふえました。これがいかに農村に培われた、理想に培われた、それを生かしていこうかということがぼちぼち都会の若い衆の方にも反映しつつあるのは事実でございます。これを機会にぜひとも具体的にきちっと我々は、彼らのIターン、そして先ほど質問の中に申し上げました、今、団塊の世代、いわゆる日本がこの中心となって田舎から流出していった人々が定年退職の時代を迎えました。このUターン、Iターンをいかに我々は受け入れていくか、これが私は勝負の決め手だと思うんです。そのためには、これ実際、今私が申し上げるものだと、この国土を築いた農民の一番基本的な心は、この狭い国土の中で耕地を、農地を、それと山林をいかに守っていくか、この精神が根本的に働いてきて、この国土を形成しているわけです。それが本当の厳しい局面を迎えておる。

町長も私の質問に対して、長の答弁もありました。農業問題1つにしてもそうです。残念ながら人間の流出によって支えていく基盤がなくなった、その象徴として、過疎地においてはどんどん貴重な耕作放棄がなされております、我が町もこの完全な範囲内にありますが。彼らIターン、これから農業を目指す方々のためには、何を置いても基盤となる耕地をどういうふうに復活していくのか、これが一番の決めてになるわけです。だから、本当に1ヘクタールの放棄地、全体を合わせたら旧清水町だけでもかなりの数にのぼります。これを安心して彼らが都会から来ていただける、そこで生活できる体制をまずつくるためには、きちっとこの実態を把握した上で、これはなかなか、今も申し上げましたとおり、農民根性というのはひとたび人の手が入ったら、もうそれは事実上失われてしまうんだと。どんなことがあってもこれだけは死守せんなんのやという、長い歴史の中で今でもそういう面では変わりません。都会へ出て行って放ったらかしにしとっても、いざその土地を利用するということになってきたら、ここに一番難しい問題があると思うんです。国単位としての地方自治体がこの問題をいかに解決して、安心して農地を委託する、入ってきてくれた人に売買する、これを何するのは民間だけの、今言うた農民の根性からしてなかなか難しいことでございますので、そこに行政の力は絶対必要となると思います。実際これについて具体的な今後の取り組みをどういうふうに考えていくのか、今度の見直しの根本はここにあると私は思います。

次は、空き家の問題でございます。本当に旧清水の中心である清水地域においても、どんどんどんどんと空き家がふえていっております。しかし、それを利用しようとしても、なかなか所有者は貸してくれない。これはなぜか、原因は簡単でございます。

そこには、祖先代々のいわゆるお位牌が祭られております。たとえ自分が出ていっても、これらがある限り、これを守らんなん。これはまた逆に言ったら、日本人のそのきずなであり根性であります。だから、たとえ荒れてきても、毎日帰ってこれなくても、人には一歩も入らせたくない。本当にまちづくりをやるのであれば、行政、また議決機関としての議会も、この問題1つにしたら言葉では簡単でございますが、解決していったら必ずIターン組が実際、たまに清水へ来てくれるよそからの人々が、しみず温泉を利用してくれる方々が、口々に言います。「こんな人情の厚いええ土地はない。肌で感じる」と。「都会には絶対のないものを持っておるんだ。だからあんた方は頑張ってくださいよ」と。この時点から今度、町長、見直しの原点を置いていただきたい。土地の問題、空き家の問題に、どうそれらに対応していくんか。そしてIターン、Uターンを、Uターンの場合は自分の本拠を残しておりますんで、Iターンの場合は絶対的にこの2つの条件が必要になってきます。これについて、取り組み方をもう一度きちっとした確認をいたしますので。

それともう1つ、やっぱりその取り組みが、絶対に積み重ねてきた文化です。清水に象徴されるのは棚田であります。また、下地区にない棚田は、明恵上人あるいはその他の営々として先進的に築いてきたその伝統文化を学び、例えば、同僚の佐々木議員も個人的に一生懸命に頑張っておられますが、この有田川地域ほどはっきりとお城の存在跡が多い地区は、これはもう本当に日本的にもまれでございます。中世の資料を目にしたら、一発でわかることでございます。

それから、けさも質問がありましたとおり、鳥屋城の化石、これなんか世界的なまさに、そしてくどいようですがあらぎ島の棚田、あれを絶対にまねすることは世界のどこの国々でもありません。それから、笠松佐太夫先生が本当に自分の肉親を今の他県にやって習得してきた、技術を盗んできた紙すきの技術。今度、後継者を1人新たにまた募集されておるようでございますが。また宮内庁も非常に関心を持っておられまして、旧川原町長時代に宮内庁御用達の用紙として一部を使っていたのは実態でございます。

これらを含めまして、有田川町にはかけがえのない、有田川の流域1つを見てでもそうです。粟生のあの国宝、二川の国宝、杉野原の国宝、本当に都会人を引きつける要素は幾らでもございます。だから、今度の過疎法の見直しの中に、この文化を徹底的に大事にしていく。しかも名出ししてあれでございますが、この焼き物と日本人の心というのは絶対に離れられないものがございます。新進気鋭のこれに当たられております、いわゆる阿氏河窯の岡田先生の、またいろいろの芸術を志されている方々がたくさんこの有田川町内にはおります。こういう方々も含めた絶対的な文化政策を今度の見直しの中できちっと、今度は、そして過疎法の中にはこういう面について、いわゆる起債を起こさず、基金を積み立てる、こういう新しいことが示されておりますので、以上の3点だけを再質問いたしまして、若干長うなったんでございますが、知

見も交えましたが、お許しください。よろしくお願いたします。

○議長（中山 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

再質問にお答えをさせていただきます。

前勢議員、いろいろな視点から御提言をいただきました。この過疎地域というのは、本当に今までの文化、都会の方々にもいろんな観光とか癒しの場を提供する非常に大事なことやということで、この宮口先生もおっしゃってます。

まず土地と空き家の問題でありますけれども、土地は本当に清水地域でなくしても、この下の地域でも荒廃した土地がふえてきているのが実態であります。また奥地については、Iターン、Uターン、これも非常に大事なことでありますので、空き家については先生御指摘のとおり、なかなかお願いに行っても貸してくれないところがたくさんあります。それでまず、Iターン、Uターンについては地元の方がいかに心安く受け入れてくれるかという大きな問題もありますので、いろんな地域へ出かけて、そういうとこをしっかりと話し合っていきたいと思えます。実際、沼谷、それから井谷、井谷は僕とこの親戚ですけれども、これもしょっちゅう住みついてきてますし、沼谷にも御夫婦で大阪から来てくれて、その方が非常にその村の中心的な役割も果たしていただけるということは事実であります。

先ほど申し上げたけど、今度の農水省の予算の中にこの青年就農給付金事業、これ実は150万円、7年間くれるという制度もあって、これも104億円から250億円ということで2.5倍に増額されてますし、みどりの青年就農準備給付金150万円、2年間、これは新規です。それから林業のほうについては、森林管理・環境保全直接支払制度、これも約140億円ぐらい、288億円から428億円までふやしていただいています。それから、これも新規ですけれども、木質バイオマス産業化促進事業というは136億円、これも新しくつけてくれております。こういった事業を一遍しっかりと精査をしながらやっていきたいなと思ってます。

また議員おっしゃるとおり、この有田川水系というのはいろんな遺跡文化の宝庫で、和歌山県でも唯一の宝庫であります。これを生かした観光もこれから進めていきたいと思ってますし、陶芸家の岡田先生、よくあそこへお伺いをさせていただきます。それでいろいろな話をさせていただいているんですけれども、イチローさんのスパイクをつくってから非常に有名な陶芸家として今でも御活躍されております。こういう方とも、いろんなお話を聞きながら今後進めていきたいなと思ってます。

先ほどもちょっと、このいろんな県の事業、過疎地域の支援事業も自分の村で取り組もうということで、実はもう今の路線バスまで、路線バスを走らせてますけれども、その路線バスにすら来られない方がふえてきまして、これを何とか自分たちで過疎地域有償運送というのを始めようかというところが、これにも梓づけ、義務づけとい

うような大きな問題が出まして、交通会議を開いて全員一致、交通会議のメンバーが18人いますけれども、これ全員賛成やなかったら通らないというそんな変わった法律もあって、これもやっと今回の町村会で国に向けて、こういうやつはもうおかしいんじゃないかと、これはもう市町村へ権限を譲ってくれというような今交渉中でありませう。おかげさんで国と地方の協議の場というのが今度は法制化されまして、必ずいろんな重要なことがあれば、国と地方と話し合っ、お互いを妥協の中で進めていくという非常にありがたい制度をつくってくれてますんで、今後いろんな問題についても町村会を通じて一生懸命に取り組んでいきたいなと思っってます。

先ほども言うたんで、この新規事業とかいろんな事業が今回載ってますんで、それをもう一回精査して、まず地域の方と共同でやるというのが第一条件でありますんで、地域の方々のとこへくまなく出かけていただいて、この地域には、この村にはどんなことが大事かということもしっかりと把握をさせていただいて進めていきたいと思っますんで、議員各位の御協力をこれからもひとつよろしくお願ひしたいと思っます。

○議長（中山 進）

ほかに補足説明はありませんか。

6番、前勢利夫君。

○6番（前勢利夫）

要望で、これはもう答弁は結構でございます。

この計画見直しに当たっては、今も町長並びに担当の総務政策部長からもる説明がございました。その線に沿って強力に進めていただきたい。同時に、機構をつくるためには、必ず議会の代表も、その原案作成の、修正案作成のメンバーに加えていただきたい。少のうても3つの常任委員会、産業建設常任委員会、総務文教常任委員会、それから住民福祉常任委員会、委員長、これをぜひとも審議のメンバーに加えていただきたい。なぜなら、我らの職業は町民の声を代弁する立場にあります。町民の動向、また町民の考えを一番責任を持って取り上げていかなければならないのは、選ばれた我々の職務でございます。ともすれば審議会の中に議決機関を入れない傾向が、いろいろな計画を見ても、長期計画の場合は議員も若干入っておりますが、この大事な問題についてはぜひともですよ、それをお願いいたしまして、これはもう答弁をいただかなくても結構でございますが、よろしくお願ひしておきたいと思っます。以上です。

○議長（中山 進）

答弁よろしいですか。

（「はい」と前勢議員、呼ぶ）

○議長（中山 進）

以上で、前勢利夫君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

~~~~~



休憩 12時11分

再開 13時12分

~~~~~

○議長（中山 進）

再開いたします。

……………通告順4番 14番（西 弘義）……………

○議長（中山 進）

続いて14番、西弘義君の一般質問を許可します。

14番、西弘義君。

○14番（西 弘義）

ただいま議長の許可を得ましたので、通告のとおり2点にわたり質問をさせていただきます。

まず1点目は、入札制度の改革についてでございます。

これは、町長は一般競争入札を地域の育成とかそういうことを鑑みて指名入札のほうにさせていただきました。これについて、地域の経済の地盤沈下とかそういうことが防げられたように思われます。これについては、地域の方々を代表して町長にお礼を申し上げたいとこのように思います。

しかしながら、指名入札の制度の中にもまだまだ不完全なところがございます、改革をしなければならないというところもあると思われまます。それについては1点、入札された業者と下請業者の関係の改革をしなければならないと思いますが、町長はこの改革のほうに向けて一生懸命やっていただけるのかをお聞きしたいと思えます。

次、2点目でございますけれども、ハザードマップの見直しをしてはということでございます。これは近々、南海・東南海地震が発生されるとしておりますが、そのときの津波の大きさは今までの2倍から3倍を想定しておるといふふうに聞いております。昨年の地震のときからこの想定の見直しということをして、またごく最近になって、それでは足りないということで想定の見直しをされました。そういうことになると、以前に想定をしておった有田川を逆流してくる津波は、前は金屋橋の近くまで到達するというふうに聞いておったわけですが、この2倍、3倍になると、津波はどのぐらいの位置まで到達してくるんか、それがわかってるんかどうかをお聞きしたいと思えます。

また、大潮のときの満潮のときを想定してこれを計算しておるのか、それから有田川上流において時間最大降雨量が50ミリ以上になったときも、どういふように想定をしておるのかを聞いておきたいと思えます。このことは、万が一にでもそういうことが起きた場合に、有田川をさかのぼってくるこの水に対してどのような対処をしたらいいのかということがまず前提であります。というのは、災害以前の想定とは全然違うということになったときのハザードマップはやっておるんですけども、それから

今度、2倍、3倍にも想定しておる津波の大きさになったときに、どこへまた避難をしたらええんかということを考えなければならないと思いますので、その点についてその見直しがどのようにされているのかどうかをお聞きいたしたいと思います。

これで1回目の質問とさせていただきます、終わりたいと思います。

○議長（中山 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

西議員の質問にお答えをしたいと思います。

まず第1点目ですけれども、その入札制度の改革をしたらどうなというお話であります。

今までは、いろんな入札も行ってきました。その中で大きな工事については、もちろん指名競争入札でありますけれども、多くの大手のゼネコン、あるいは県内の大手の企業を入れてしてまいりました。その中で6,000万円以下の工事であれば、町内の方々に入札をしていただいております。今後、見直さなければいけない点については見直していきたいと思っております。ただ、6,000万円以下の工事、やっぱり地元の業者というのは本当に零細業者ばかりでありまして、その中には多くの雇用も生んでくれております。そういった地域経済のことも考えながら、今後、入札制度を見直していきたいなという考えを持っておりますので御理解を賜りたいと思います。

それから、津波についての御質問ありました。東日本大震災を受けて、8月29日に内閣府が南海トラフの巨大地震による津波高、浸水等及び被害想定ということが発表されまして、これが南海、東南海、それから東海、この3つが3連動して起これば巨大津波が来ると。マグニチュード9の地震とともに大津波が来て、たしか新聞によりますと、全国で32万人が亡くなると。和歌山県でも8万人ぐらい亡くなると予想されております。これによりますと、湯浅町、それから有田市、湯浅町では11メートル、有田市では10メートルの高さの津波が来るという予想がされてます。浸水地域についても、その分布が示されています。これを踏まえたより詳細な津波の浸水分布については、県が和歌山県地震・津波被害想定検討委員会というのを設置しまして、今年度中に新たに詳しい詳細な予測結果を発表することになっております。町としてはその結果を踏まえて、新たな町指定避難場所の設置や各関係区に一時避難場所の設定を促すなど、必要な施策を積極的に実施したいと考えてます。うちの場合は、海からの津波じゃなくして、恐らくその大きな地震が来れば、山津波の被害のほうが非常に大きいと懸念をされてます。

実は今月の初めにも、今、自主防災組織、これも結構な割合で各区に設置をしてくれております。その方々にこの間来ていただいて、講習会をさせていただきました。それは、まず津波ももちろんですけれども、山津波のほうもあわせて勉強会というか、講習会をさせていただきました。やっぱり津波については、まず逃げるのが大事や

と。それで、まずそれぞれの地域で一番どこが安全か、日ごろから考えていただいて、まず早急に逃げていただく、早くから逃げていただくというお話をしていただきました。

また、去年の9月にも、これも議員らも御承知のとおり、12号台風で有田川が危険水域を突破したということで、夜中の2時前にさあ逃げてくれという話をしまして、28年の7月18日大水害を経験された方が非常に多く残ってまして、本当にその当時、下のほうについては雨も降ってなかったし、野水もそんなに出てなかったんやけど、多くの方が避難をしてくださいました。これについても、今から考えれば、夜中の1時半とか2時ごろ、逃げてくれというのも非常に無理があったのかなと考えてまして、今後こういう大きな台風、あるいは降雨災害が予想される場合は、もうあらかじめ早くから避難場所をあけて、まず自主避難をしていただくという方向に今後切りかえていきたいなと思っています。

近く、海拔の表示、これは同僚議員からも御質問がありましたので、今度の補正予算で、何メートルってきちっとはかってもらわないかんということで、その測定の委託料を上げさせてもらってます。それで要所、要所の地点の海拔をきちっとはかっていただいて、指定のところに海拔の表示をしていきたいと思っています。

○議長（中山 進）

ほかに補足説明はありませんか。

14番、西弘義君。

○14番（西 弘義）

再質問をさせていただきます。

一番最初のこの入札制度の改革でありますけども、このことは町長がもうずっと前に、一般競争から指名ということでやっていただいて、先ほど申し上げたとおり、その地域の住民の方々も生活ということを考えたら非常に喜んでおられると思います。また、そういうふうな僕の耳にも聞こえてきました。ですが、本当にそこまで、この議会側として突っ込んでいいのかどうかはわかりませんが、入札された業者、それと下請業者のこの関係というの、いろいろな関係もあるから、そういうところへ向けて手を突っ込むことはできないということも十二分にわかっております。わかっておりますが、こういうふうな満遍なくというか、そのように下請というものが満遍なく回れるような、そういうふうな方向に持っていったら、町長が一番先に思っていた地域業者の育成というものにもつながると思われまますので、どうかこのことを肝に銘じていただいて、前に進んでいっていただきたいとこのように思います。

それから、ハザードマップの見直しということなんですけど、これ町長からお聞きしたんですけども、有田川を逆流してくるこの津波というのは、物すごいもんがあると思うんですよ。その以前にやられたことがあったのは、先ほど申し上げたとおり、金屋橋の近くまで来るんじゃないかと想定しておったわけなんですけども、そのとき

には、東北の地震以前の想定だったので、今回、一度想定を見直しされて、それからまたごくごく近くに想定の見直しをされたわけですよ。このことに関して、どのように、どこのどの位置までこの津波というのは到達するんか、その逃げ場所というか、やっぱり一番大事なのは、そういうときになったときに、それこそ水浸しになったときにどこへ逃げたらいいのよという感じになりますんで、これはもう早々にやっていただかねばならないと思っておりますが、そのときは大潮の満潮のとき、これは普通一般のときと違って、恐らく小潮とか、町長、釣りに行かれるとかそういうので一番わかっておられると思うんですけども、潮位の差というのは物すごく出てくると思います。ですので、この想定というのはそういう潮位とか時間最大降雨量とかそういうものを加味した上の同時の想定をされておるのかどうかというのを聞かせていただきたいなと思います。

またマップのつくり方、これはもう当然のことながら、今、町長が言われたとおり、逃げなあかんということは最前提なんですけども、そういうもし暗やみのときにそういうことを言われてもどうしようもないので、先にそういうどれぐらいの雨量とかそういうのが来たらどこへ逃げればええんかという想定というか、そういうこともやってマップのほうへ記していただきたいなと思います。

また、金屋地区、清水地区においても、この山の崩落というものは物すごく考えられます。そのときにも、どのような逃げ方をするのか、防災ということに関したら、恐らく皆さん方御存じやと思うけども、いつもある水が途切れたよとか、そういうおかしな地鳴りがするよとか、そういうことになったらすぐに情報を提供してほしいとかそういうことも踏まえてやっていかならんと思いますんで、その点も含めてお答えを願いたい。

くどくどと申し上げることはできませんが、ともかく逃げる場所とかそういうものの早々に避難場所の地図を作成していただきたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（中山 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

入札制度については、いろんなことを考え想定しながら、可能な限り、また議会の皆さん方とも相談をしながら検討していきたいと思っております。

また、この津波の件ですけれども、昔から有田川については若干、湯浅、広川と違って、地形から余り津波の被害が出ないというか、昔からの経験から言うたら、湯浅や広川に比べれば、はるかに有田川をさかのぼる津波というのは今までも少なかったんですけども、何せ今、想定外という言葉がありまして、3連動が起こってマグニチュード9の地震、今まで経験したことのないような地震が来れば、やっぱりこのぐらいの津波の高さが有田川へも上がるんかなという考えを持っています。東北のほうも

一番さかのぼった川は34キロぐらいのぼってると聞いてます。それで、そういうことを考えながら、またおっしゃるように大潮と重なった場合、あるいはまたこの奥地で地震とまた雨と重なって、有田川が増水した場合はどないなるんかという、あらゆることを想定して、県の津波の想定検討委員会というのはそういうことまで詳しくはやらないと思いますけれども、なおその上に大潮の満潮とか、有田川が増水とかそれを加味した上でハザードマップというのを県が出してくれた上に乗せて、考えてハザードマップの作成、あるいは避難場所を早急に県の答申が出次第、作成をしたいと思えます。ただ、とにかくもう地震は逃げるが勝ちということで、東北地方の東日本の地震もほとんどの方が逃げなくて亡くなりました。僕も3回ほど東北のほうへ行ってきて、ある地域で聞いたんですけれども、こういうところで何で亡くなったんですかって言うて聞いたら、町長いわく、もう幾ら言うても、こんなとこまで津波は来ることないんやって言うて逃げなんだ人が大半やったと聞いております。実際行ったとこも、10分も登れば、10分も歩けば高台があって、役場が本当にもう倒壊したとこから10分もかからないとこに役場の高台があって、そこは何も被害は受けてません。ただ、本当に、逃げない、幾ら言うても逃げてくれなんだというところでもありますんで、そういうとこもしっかりとした防災意識というんか、それを町民の方に持ってもらうがまず第1だと思います。実は東日本の大震災のときにも、この紀伊半島にも津波警報が出たんです。ただ逃げるところか、海へ見に行った人がたくさんあるそうです。それで、やっぱりそういった防災意識の徹底というか、町民の方々に徹底をするのもあわせて同時に行っていきたいと思ってます。

○議長（中山 進）

14番、西弘義君。

○14番（西 弘義）

3度目の質問をさせていただきます。もう質問と言うよりか、町長にお願いがあります。人の財産、命、生命を守るという意識の中で、やはり早々にこれを地図に落としとしてやっていくことが最重要かと思われまます。なぜこういうことを言うかという、今も言われているとおり、もし万が一のときには川をさかのぼってくる。そしてまた、川だけではなくて湯浅からも、反対側からこっちの沖のほうへ向けても水が来る、こういうことも想定をしなければならないということで、この有田川だけじゃないんですよね。反対に背中から水が回ってくるということも考えなければならないし、私、先ほど申し上げたとおり、清水地域においては深層崩壊というものも多分にあると思えますので、そういうことになったら、今、ダムにたまっている水、これに向けて物すごい波動が起きて、上流へ向けてその波動がすごい勢いで行くとなっておりますので、そういった点も踏まえて考えていっていただきたい、そう思います。もう答弁は結構です。

○議長（中山 進）

以上で、西弘義君の一般質問を終わります。

……………通告順 5 番 5 番（岡 省吾）……………

○議長（中山 進）

続いて、5 番、岡省吾君の一般質問を許可します。

5 番、岡省吾君。

○5 番（岡 省吾）

ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、5 番、これから通告のとおり、一般質問をさせていただきます。

今回、私の質問は、職員の職場配置について、就学前 5 歳児教育について、川遊び・キャンプ客が放置するゴミの問題についての 3 点にわたり質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

まず初めに、職員の職場配置についてということでございます。

ことしの春、4 月から職員の職場配置異動に伴い、吉備庁舎 1 階の住民課窓口の職員配置体制は、以前の女性職員 2 名体制から男性職員 2 名の体制に変更され、日々業務に当たられております。窓口業務は住民票や戸籍謄本の取得、転入・転出手続や出生届・死亡届の手続、また婚姻届や離婚届の受理など、住民の生活に対し非常に密接する業務を担っており、その仕事量も多岐に幅広くかかわっていると思います。また、毎日多くの町民皆様が、おのおのさまざまな用事でお越しになることでしょうかから、1 階窓口は吉備庁舎の顔とも言えるところではないかと思うところでもあります。

しかし、そのように若い方や年配の方、男性、女性を問わずお越しになる皆様の中には、「女性の職員さんのほうが私は話しやすいよ」という声や、「前は女性職員さんおったのに何でな」などの声も聞かれます。ほかの金屋庁舎や清水行政局、また清水の各出張所や栗生連絡所では、主に女性職員が窓口の対応をされており、吉備庁舎だけ男性職員ということで何か理由があつてのことかと思うわけですが、先ほど申しましたように、窓口業務は多岐にわたっており、中には離婚の届けや住所などプライベートでデリケートな要素も含んでいることから、女性職員さんに対応をいただきたいという住民のお声もそういうところにあるのかなと推測いたします。無論、現在対応されている男性職員は優秀な職員さんで問題なく業務に当たられ、住民サービスの提供に支障が出ていないと認識しており、男性職員がだめだということではございませんので、あしからず申し上げさせていただいた上で、吉備庁舎 1 階、住民課窓口の配置を男性職員とともに女性職員も配置し、住民皆さんがお越しの際は、男性職員も女性職員もいずれかどちらにでも相談できるような体制をとることが望ましいと思うところですが、町長の考えはどうか御見解をお聞きいたします。

続きまして、就学前 5 歳児教育についてということでお聞きいたします。

先月の 8 月 29 日に、総務文教常任委員会視察で教育長と教育部長に御同行いただき、兵庫県豊岡市に赴きました。視察内容につきましては、先日の委員長報告にもあ

りましたように、幼児期における心豊かな子どもを育成する政策の一環として取り組まれている運動遊び事業の内容を、当地の保育所で実際に見学させていただきました。豊岡市の取り組みの詳細については、委員長報告にありましたので割愛させていただきますが、就学前の5歳児を対象に行われているこの事業は、運動遊びを通じて丈夫な体をつくる体力向上はもちろんのこと、日常の挨拶や規律といった礼節を養わせ、自分から率先して手を挙げ、主張する自主性や他人を思いやる慈しみの心を発達させるすばらしい取り組みだと終始見学させていただいて感じました。子どもの脳の発育は幼児期から小学校にかけて極めて重要な発育時期であると言われております。午前中の質問にもありましたが、現在、いじめ問題や礼節をわきまえない子ども、また切れるなどといった子どもが多いと、連日、テレビ、新聞で報じられている中で、人格形成期の極めて大事なこの時期に、運動遊びを通じて脳や心を育むこの試みは、子どもの成長にとってたいへん意義深いものであると考えます。有田川町においても、教育課の職員を先進地である豊岡市に派遣し、この取り組みに倣い実践すべく、ことし7月から試みているところであります。

先日も総務文教常任委員会で御霊保育所にお伺いし、運動遊びの様子を見せていただきました。始めてからまだ日も浅く、試行錯誤しながらの試みであるとのことでありましたが、園児の生き生きした表情、元気いっぱい友達と力を合わせ運動している様子、そして大きな声で挨拶している姿をつぶさに見学させていただき、改めてその意義を再認識した次第であります。今後この事業を推進していく上で、急ぐことなく子どもの能力や状況に合わせてながらプランを立てて、息の長いものへと確立していただけるよう願うわけでありますが、この取り組みにおける意義をどう持たれているか、また今後の展開についての方針はどうか、教育長からお聞かせ願いたいと思います。

続いて3点目の、川遊び・キャンプ客が放置するゴミの問題についてであります。

夏休みシーズンともなりますと、町内外から、また遠くは他府県の車でお越しの本当に多くの皆さんが有田川に涼を求め、川遊びやキャンプへとお越しになります。河原にテントが張られ、バーベキューを楽しまれている方々、家族連れの皆さんやカップル、また友達同士で泳いでいる皆さんの光景を見ておりますとまことににぎやかで、毎年夏の風物詩となっております。皆さんがお越しになりにぎやかになることはいいことなのでありますが、しかしその反面、地元住民とトラブルになることもしばしばございます。この時期、多く来られる皆さんの大半は、良識があり節度の保った皆さんであると思いますが、一部のマナーが欠落した方もおられることが事実であります。そういう一部の方々と地元とのトラブルの原因は幾つかあるわけでございまして、迷惑駐車の問題、騒音の問題、ごみの問題などが挙げられるところであります。度の超えた路上の迷惑駐車や騒音問題については、警察にお願いをして対処しているところもあるとお聞きしておりますが、一番地域に迷惑をかけているのが、マナーのない

方々が放置するごみの問題ではないかと思うところであります。

現在、それら放置されたごみの処理については、定期的に町職員さんや地域の方々の御尽力で回収されておりますが、1週間ごみを放置しておきますと、物すごい量のごみになることに加えカラスがごみをあさってあたりにまき散らかし、さらにとんでもない悪臭が漂い、景観を損ねております。キャンプ禁止の看板やごみの持ち帰りをお願いする立て札が掲げられていても、全く意に介さず、毎年こんな調子であります。町条例有田川町環境保全と美化に関する条例にそぐわない状態が続いている現状を思うとき、条例の罰則規定に違反者に対して罰金を科すことを明記し、一層の景観保持に努めることが必要であると考えますが、これら川遊び・キャンプ客が放置するごみの問題について、どうお考えか町長の御見解をお聞きいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（中山 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

岡議員の質問にお答えをしたいと思います。

まず、職員の職場配置についての御質問であります。

全く御承知のとおり、窓口っていうのは本当に町の顔だと思ってます。常日ごろ、この窓口の業務に当たる職員については、とにかく礼儀と笑顔と親切さと、それから早い対応ということを常に求めていっております。今もできるだけ若い子を置いているんですけども、女性がいないのは事実でありまして、やっぱり今お聞かせいただいたら、女性の来客者の方にはそういう方もたくさんいるのかなということてたいへん参考にさせていただいてます。今すぐとはいかないんですけども、来年の職員異動の際は必ず女性を1名、窓口に対応できるように女性を窓口へ配置をしたいと思います。何せ特にこの吉備庁舎のほうについては、女性職員が少なかったという理由もあるんですけども、次の職員異動の際には必ず女性職員を窓口配置をさせていただきたいと思っております。

それから、もう1点、川遊びの客の御質問もありました。

議員御指摘のとおり、マナーの悪い不心得者がいることも事実であります。ただ、以前に比べて非常にマナーもよくなってきてまして、僕も年に1～2回、ごみの収集に行くんですけども、もうある程度仕分けもしてくれてますし、ここまで出しといてくださいって言うたら、それに倣って出してくれるのが大半の来客者であります。ごみの持ち帰りとかについては、看板あるいは注意書き等を設置してマナー向上の啓発を行い、以前よりはごみの散乱も軽減したと考えてます。しかし、今後、悪質で有田川町環境美化保全と美化に関する条例第5条、ごみ散乱防止に係る事項に著しく違反することが横行する事態が多発すれば、罰則規定を考慮しなくてはならないと考えてます。涼を求めて有田川へお越しになった方々に気持ちよく過ごしていただくために

も、自分自身のマナー向上を行っていただき、自分で出したごみの持ち帰りの啓発を行っていきたいと考えております。

また、地域の住民の方々にも清掃には本当に御協力をいただいて、多大な御迷惑をおかけしていることも事実であります。今後、町職員でごみの散乱箇所の監視強化やごみの回収の頻度も一遍検討していきたいと考えております。

○議長（中山 進）

教育長、楠木茂君。

○教育長（楠木 茂）

岡議員の御質問にお答えをしたいと思います。

本町では、18年度から中学校区小中学校一貫教育を実施してきております。また、平成21年度から学園構想を打ち立てて、ゼロ歳児から15歳児までの一貫した教育を推進する中で、保育所での育ちと学校での教育、円滑で効果的に連携することにより充実した子育てと教育ができると考え、各中学校区において交流の促進やカリキュラムの連携を図っているところでございます。

議員御指摘の運動遊びにつきましては、近年、子どもたちが群れて遊ぶ機会が極端に少なくなっているという現状を踏まえ、就学前において運動に親しむ中で、群れになって遊ぶことでコミュニケーション力や積極性、集中力や協調性など、成長の素地となる資質を楽しみながら身につけていくことを目指して、試みを始めているところでございます。この取り組みにつきましては、以前ありましたしつけの充実にも役立つと思われるし、義務教育時から始まる道徳教育へのスムーズな接続にも役立つのではないかとそのように考えているところでございます。現在は、本町の体育専門の指導主事と町職員がチームを組んで、各保育所を回って指導しております。今後も全保育所を定期的に巡回し、運動遊びを発展的に展開するとともに、保育士の研修にも取り入れて、日常の保育活動に運動遊びを位置づけていきたいと考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（中山 進）

5番、岡省吾君。

○5番（岡 省吾）

再質問をさせていただきます。

まず、1番の職員の職場配置についてということで、来年の職員異動の際には女性を配置したいという答弁をいただいたんですけども、すぐに対応していただけないのかなと思うところなんですが、どうですか。来年まで待ってくれということであればあれなんですけども、できれば町民の皆さんの御要望に応じて、できることならすぐにも対応していただきたいと思っておりますけれど、その点、どうかということと、あと就学前5歳児教育についてということでもありますけど、全国的にこの事業をしているところというのはかなり少ないのではないかなと思っております。豊岡市が先進地で平

成18年から本格的に始められたということで、この間見せていただいて、お話の中で、豊岡市では子どもさんが家庭に帰ってもいろいろ礼節であるとか、挨拶であるとか、家の片づけをするとか、大分子どものあれが変わってきたよということがあるということでお聞きしたんですけども、この保護者の皆さんもできたら参加していただいて、家庭でもやっていただけるように、やっていただいたら親子のきずなとかもできるんじゃないかなとこんなふうに思っております。今指導していただいている職員さんの中澤さんですか、器械体操経験者ということで、この間見せてもらって、爆転もできるし、子どもたちのヒーローみたいな、そういうふうな格好で見せていただいたんですけど、始めてまだ日も浅いので、彼も試行錯誤しながら頑張っている途中かなと思うんですけど、これから彼も職場の異動等でいつまでその職場におれるかわからんと。また、彼だけを頼りにするんでなしに、また新たな人材というか、保育士さんももちろん習っていただいて、各保育所の保育士さんがもう日ごろからできるような体制をとっていただけるが一番ベストなんかなと思うんですけども。

今、教育長さんからそういう保育士さんの育成も力を入れていきたいということをお聞きしたんで、より一層頑張っていたらきたいなと思います。また、全保育所を回って、過疎地域もやっていただけるということなんですけども、どうしても過疎地域は5歳児っていうのは人数が少ないんで、合同で、どういうふうな枠組みになるかわかりませんが、できるだけ多くの人数があるところでこれをやっていけるような枠組みをつくっていただけたら、もし金屋と清水と組むとか、そういうふうなできたらやっていただけたら、ほかの地域の子と仲よくできていいかなと思いますんで、その辺も考えていただけたらと思います。

それから、最後の川遊び・キャンプ客が放置する問題についてでありますけども、インターネットで見せていただいたら、ほかの町村で罰金を科するという条例をつくっているところはまああるんを調べたんですけども、そこに書いてたのは、あえて町条例に記載したらというのは、違反者に何も罰金を取れということではなくして、大きく看板等でうたうことによって、少しでも違反者に対して自制心とか抑止力が働いたらなということを考えてのことであるんで、罰金を規定してから徴収するというのではなくして、その抑止力に充てられたらどうかなと思うことなんで、提案させていただいたところでもあります。僕も喫煙者で、いろいろ都会へ行ったら、もうたばこのポイ捨て禁止、罰金幾らという立て看板がようさん立ってるとこなんですけど、簡易の灰皿を持ってても町なかでは吸えないというところなんですよね。ああいう看板を見たら、吸う者としてもやっぱり吸えないような状況っていうのはあると思うんで、そういう効果もあると思うんで、一度考えていただけたらと思います。

今後、量が多くなったら検討とか回収の頻度を多く考えたいということなんですけど、これいつも毎年のことなんですけど、住民とトラブルがかなりあって、下手に注意しに行ったら、逆に危害を加えられるというおそれも多々あるわけなんですよ。ど

ういう人が来てるかというのわからないという状況なんです。僕の地元でそういうトラブルになったって聞いたら、もうてがいに行くなど、どういうことがあるかわからんさけ、もうそういうところへ行かんといてくれと。もしも何ぞあったらしゃあないさかいにということ言うてるんですけど。河原へ放るんではなしに、道まで持って上がってきてくれたら、まあまだかわいいかなと思うんですよ。もう河原へ放ったらかにされてわやくちゃになってしもうちよるといような状況が見受けられるんで、できたらそういうことが少なくなるように、罰金規定以外でもできることがあれば考えていただけたらなと思います。

以上、質問になったかどうかわかりませんが、2回目を終わります。

○議長（中山 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

まず第1点目、職員配置の問題でありますけれども、今早急にどっかから女性を1人抜いてきてそこへ据えるということは、なかなか今の職員の規模からいったらちょっと不可能かなということで、ぜひそこらあたりを御理解いただいて、来年度の職員異動のときに入れさせていただくということで御理解を賜りたいと思います。

それから、ごみの問題です。以前は回収に行ったとき、本当に焼き肉した肉までそんなに放っちゃったというような現状があって、それも我々は月曜日の朝早く行って、まだキャンプに残っている人らもたくさんいてる中で掃除するという、その姿を見て、また地域の方も協力してくれて、その姿を見てだんだんとよくなってきております。ただ、その中にそういう本当に不心得なお客さんがたくさんあることも事実だと聞いてますけれども、一遍これは罰則規定というのをちょっとこれから考慮していかなければならないので、そこら辺も今後の課題として取り組んでいきたいなと思っています。御理解を賜りたいと思います。

○議長（中山 進）

教育部長、三角治君。

○教育部長（三角 治）

岡議員の質問にお答えさせていただきます。

御存じのとおり、運動遊びというのは、この信州短期大学の教授の方が編み出されたものでありまして、全国的にもたいへん珍しい取り組みでございます。私どもがこういうふうな取り組みができておるといのは、ゼロ歳児から15歳まで一貫した教育というふうなことでできるものだというふうにも思っております。まずはしつけの部分もございまして、小学校1年に上がる時の小一プロブレムというのがあるんですが、そういうものをなくすためにも連続した教育というのは大事ななということで、教育委員会が保育所のほうを預らせていただいておりますというふうな中で、効果的なしつけ教育ができるんじゃないかなというふうにも考えております。

御存じのとおり、脳の発達というのは8歳児までに90%完成するという、体の器官の中でも一番早い発達というふうに伺っております。その中でこの小学校へ上がる直前の5歳児というのは、一番心の教育にとっていい時期じゃないかなというふうにも思っております。前頭葉にあるところの部分が心の部分までつかさどるということが信州大学の研究で明らかになったということが、まずこの起こりだというふうにも思っております。私どもの今後の取り組みについてなんですけれども、御指摘のとおり、ただいま行っております指導主事は本年から参っておりますけれども、いつまでもおるといふようなことではございません。ということで、うちは社会教育の部門とタイアップしながら、社会教育にもスポーツの分野の者がおりますので、タイアップしながら学社連携でやっていければというふうにも思っております。

それと、次いで保護者の方、保育所だけで行うということでは効果が半減するというふうに思われますので、家庭においても運動遊びを取り入れた心の教育、しつけ、またそういうふうなものを広げていくというふうなことでプログラムづくりをただいま行っておりますのでございます。御指摘のとおり、本町では7月に取り入れたところでございますので、まだまだプログラムとしては未熟なものでございますけれども、今後は保育所において日常的に運動遊びを取り入れていきたいというふうに考えております。20～30分程度の縄を使った遊びであるとか動物変身運動、また忍者ごっこ、サーキット運動などを通して、楽しみ、遊びということによって注意力・集中力アップ、脳や心の成長を促すプログラム開発を行っておりますのでございます。

なお、清水につきましては、できるだけ合同であるようにというふうに今現在もやっております。といいますのは、群れ遊びでございますので、複数でやらないとちょっと意味がないというふうなことでございますので、合同ということを基本に運動遊びを推進していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（中山 進）

ほかに補足説明はありませんか。

5番、岡省吾君。

○5番（岡 省吾）

最後に、質問というかお願いというか、5歳児教育、今後だんだんと、急ぐことはないと思うんですけども、プランを立てて頑張っていっていただきたいと思います。

河川にごみを放置して困っているという質問をしましたがけれども、当たり前にかこういうことをしたらあかんねっていう、それが当たり前でできる子どもを、有田川町で育った子どもはそういうごみは捨てんねやというような子どもを育てていただけるように願っております。これで終わります。

○議長（中山 進）

答弁はよろしいですか。

——以上で、岡省吾君の一般質問を終わります。

しばらく休憩したいと思います。

~~~~~

休憩 14時05分

再開 14時20分

~~~~~

○議長（中山 進）

再開いたします。

……………通告順6番 10番（殿井 堯）……………

○議長（中山 進）

続いて、10番、殿井堯君の一般質問を許可します。

10番、殿井堯君。

○10番（殿井 堯）

ただいま議長の許可をいただきましたので、質問に移らせていただきます。

昨年と今年、160億円を超える大型プロジェクト、いわゆる箱物的なもんを中盤、終盤にかかっています。また、一番大型プロジェクトであった吉備中学においては、本校舎、もう3階部分まで工事が進んでいます。また、最終的なもんで体育館も基礎工事に入ってます。あとは本体の解体、また解体後のグラウンド、まだ予断は許せませんが、大概肩の荷が重いと思います。物すごい予算でやっているの、よっぽど注意してかからんとオーバーワークになってしまう。

今現在、我が町も和歌山県では5番の指まで入るような予算でやってますが、それなりの工事もできてます。できてますが、今後、その大型プロジェクトに対して、どこまで今現在進んでいるのか。吉備中学においてどこまで進んでいるのか、それでまた体育館なり今後どういうふうな進みぐあいで工事が進んでいくのか、また何月ごろに全ての工事が完成するのか、この1点をまずお聞きしたいと。

それと2点目に対して、あさぎりですね。あさぎりは、前回の議会でも紛争しました。そういうわらしの結露、これでちょっとつまずいて汚点がついて、新築のどこへ結露が出てくる、そういうことで大変、皆がどうするこうするっていう激論を交わしてやってます。その汚点がついたおかげかどうかわかりませんが、今現在の建物が汚点に関して真っ黒けです。今、宿舎の建設もやってますけども、これも真っ黒けて、一番黒の好きな町やなど、他町から来たら思うほど全部黒です。その上のコテージももう完成して大分たちますけども、これも黒。だから、お葬式へ白の服を着せていくのと同じで宿舎に真っ黒け。これはセンス的な問題で、我々はどうこう言えやんと思いますけども、しかし、商売でお客さんを迎えて、お金をとる宿舎も黒っていうのもちょっといかなもんか。どういうわけでそういうふうな色になったんか、またこの点も説明してくれると思いますんで説明していただきたいと。

それと、あさぎりの進入道路です。僕はまだはっきりよう見てないんやけど、進入

道路が宿舎の裏側を通っていると。坂道になっていると。その裏側を通っているのに、その道を通ったら宿舎の窓から全部全て見えると。これに対してのどういうふうな防護策をとってもらえるんか。やっぱり客が入っている中を丸見えていうのもいかなもんかと思うんです。だから、5億円、6億円投入して、その5億円、6億円が生きたお金であるかどうかです。5億円、6億円積み込んで、そういう建物を建てて、ただ建っただけで終わりと違います。結局、どういうふうにしてお客さんを呼べるか、どういうふうにしてこれからその経営を成り立てていくかというのは勝負なんです。行政というのは、まず建てるまでは一生懸命にやります。建った後の管理っていうのは、はいどうぞっていうふうな感覚になりがちなので、またそういう建物の何で和大的先生を入れて意匠権が発生していると。我が思うように住民と相談しながら、また職員と相談しながら、そういう意見を聞きながら建てていくということはできやんと。もう契約の当時からもうこれはこうやというふうな決められたものでないと、この色はちょっといかなもんか、この屋根がいかなもんかいうふうな感覚でこれから物を言えやんと。もう既に四角四面の枠内へ入れられてると。それもいかなもんかと思うんで、そういう面でまた一番もめてるわらしの結露がそういう面で発生していると。その点については、やっぱり地元の人々の協力、地元民の意見、せつかく5億円も積み込むんやから減価償却してほしい。少なくとも減価償却を何年間の間にやって、それをまた利益につないで、利益が出たら雇用にも反映できると、そういう経営方針をしっかりと考えてもらわんと、成り行きばったり、ああ予算がつけへんと思ったんが予算ついた、それは何年の何月何日までやらんなん、やらんなんから早急にせんなん、だからそういう行き当たりばつたりの事業じゃなしに、そういう半端な金と違いますね、町長。やはり5億円、6億円となったら、これはもう大きなプロジェクトになりますんで、その点、今後どうしていくか、この点もお聞かせいただきたいと思います。

まず1回目の質問を終わります。

○議長（中山 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

殿井議員の質問にお答えをしたいと思います。

まず大型事業の経過であります。

今、吉備中学校、それから来年度は消防署、これを建設することになっております。それで、吉備中学校については、建屋については24年度中、25年の3月31日までの工期でありますんで、校舎、体育館ともにできると思います。

また、消防署については、25年の11月完成を今のところ予定をしております。今後のことなんですけれども、大型の箱物についてはこれで終了かなと思ってます。ただ幼稚園もありますんで、それはもう近い将来というよりか、10年後ぐらいには必ずまた改築等々が出てくると思いますけれども、今のところで終わりということに

なっております。

それから、あさぎり周辺の御質問もありました。まず一番最初、わらしの件については、本当に予期もせぬ結露問題ということで、皆さん方にたいへん御心配をおかけしました。これも今、設計業者と協議の最中であります。また、色については、それは黒がはやるんか、白がはやるんか、赤がはやるんか、それは我々も定かなことではなくて、実際言って、ここの道通りも個人の家でももう黒い家が3軒か4軒あります。それは、もう個々の問題であるんで、黒いさけはやらんとか、それは僕はないと思います。今後の経営の方針で、それはもうはやってもらわな困るし、やっぱり我々も一生懸命になってそれは指導していかなくてはならないことだと思ってます。

それから、開発公社の話はあったんかな。後ですか。これ今なかったんでちょっと。大型事業についてはそういうことで、若干あとの校舎の解体とか運動場の整備は残りますけれども、建屋については、もう吉備中学校は24年度中、それから消防署については25年度の11月に完成の予定となっております。以上です。

○議長（中山 進）

教育部長、三角治君。

○教育部長（三角 治）

殿井議員の御質問について、町長の補足説明をさせていただきます。

今、町長、説明させていただきましたとおり、本校社及び現在やっておりますところの体育館につきましては、来年の3月、完成予定でございます。スムーズにいけば3月の頭ぐらいにはできるかなというふうに思っております。武道館につきましては、昨年度の完成ということでございまして、現在使用中でございます。

それと、取り壊しにつきましては、次回6月議会にかけさせていただきます、8月夏休み中に解体できればというふうに思っております。解体いたしまして後、サッカーグラウンドに模様がえをたします。これは25年12月末をもって完成するというふうな予定で今現在進めております。以上でございます。

○議長（中山 進）

産業振興部長、福原茂記君。

○産業振興部長（福原茂記）

先ほどの町長の答弁を補足させていただきます。

進入路の窓から見えるという件なんですけども、建設当初からあの進入路についてはいろいろと検討をし、議論もあったということは承知しております。ただ、今まで駐車場の間を進入路が入ってた、町道が入ってたということを今回、スペースの関係とかいろいろでどうしてもあの前を走るのは、建物の配置、またお客さんが来る中で町道がその建物の前にあるというのは、どうしてもいい形ではありませんでしたので、建物の後ろへまわしました。そういうことで、御承知のとおり、進入路はずっと上を向いて上がってきてますので、やむを得ない構造になってしまったわけなんですけど

も、今後、カーテンとかいろいろな中で、できる限り支障のないように努めていきたいというふうに考えております。

○議長（中山 進）

ほかに補足説明はありませんか。

10番、殿井堯君。

○10番（殿井 堯）

町長のほうから指摘してくれてありがとうございます。

開発公社の何をころっと忘れてまして、答弁漏れというのはちょこちょこありますけれども、質問漏れで申しわけございません。

今、中学校のことに對して説明いただきましたんですけども、もうこれから追い込みっていう工事なんで、とにかく事故のないように頑張ってもらいたいと思います。

今、町長から指摘がありました開発公社です。これ毎年1,500万円の補助金を出してますね。だからその1,500万円の補助金を出して活性化してもらえてるんか、ただ1,500万円出して、それが1,500万円入ってくるから、もうその使い道はもう開発公社へ任せて、それでべたべたやったらええわっていう考えなんか。それやったら、ちょっと1,500万円っていうお金がむなしいんで、出す限りはそれによって肉づけしてほしいと。我々に還元して返ってくるような方針をとってほしいと。その1,500万円をくれるから、なし崩しにやってるんじゃないし、もうちょっとそのついたもちにべたっとするのではなしに、もうそれやったら事業をある程度絞って、的確なその打ち方って言うたら悪いんですけど、注入すると。そうやないと、いつまでたっても還元できやん、いつまでたっても活性できやんというふうなこともありますんで、まずその1,500万円の開発公社に出してる金額はどのように使われているか、これも一遍お聞きしたいと思うんで、その出してるのは出してますけど、使い方は向こうへ任してるんやと、その使い方はどのように生かされてるんか、これもひとつ答弁してほしいと思います。

それと、色は別に町長、僕、好んでません。だけど、適材適所って、最初に冒頭に申してましたように、お葬式行くんに白の服を着ていきますか。行かんでしょう。やっぱり、ある程度の景観を利用してある程度の何せんと、だから別に黒の色でもいいんですよ、町長の言うふしに、それが利益へつながるものであったら。これ町長、投資だけ違います。利益を生んでほしいんです。そやないと減価償却もできやん。補助金だけもうてそれやってるんやから、その補助金のやつは全く関係なしに、ここから上は黒字にしたらええんやろというような考えではだめです。やっぱり補助金をもうてる以上は、国へお返しせないかん。それはある程度利益を生んでもらわなんだらお返しできやん。また長続きせん。それでどうても活気がないようになってきてるんですから、過疎化っていうのは。それにお金を注入して活気を起こすというふうな計画

を立ててもらわんと。ただやったらええわ、5億円、6億円も別に構へな、向こう側も別に利益はどうのこうので、ここからあんまり赤字にせなんだらええわっていう考えでやられたんでは、やっぱり危機感がないです、活気がないです、町に。また清水町に、旧清水町ですよ。やっぱりああいう過疎化を起こすために5億円、6億円の何をつぎ込んでるんですから。だから、今、この間、全協でもめた意匠権っていうのありますね。これでやってる、くくられてしもてる。今までこの問題は出てこなんだんですね、最近ですね、この問題が出てきたの。もう21年度に契約してますね。これは最終的に決断したのは町長ですね。そのときに、もう色もここで決まっていたということですか。決まっていたのですか。そら、その書く人の和太の先生の意見を聞いてそういうふうになったこと。だけど、別に黒が悪いって言うてるじゃなしに合わんでしょう。皆、評判を聞いたらいかがなもんかっていう何が多いと思いますけども。そのときに仮に部長なり産業建設の担当委員会があるのに、その人と相談してもうて地元の意見を取り入れながらやらんと、もう地元の意見も何もかも入らん、その人の言うとおりでやらないかんていうふうなくくられ方をしてると思うんですけども、そういうことではいささかいかがですか。

ただ部長、部長に今度はお伺いしますけども、町長はいろいろ色あるって言うてましたけど、色はそれはもう好みでいいですよ、それは構いませんけど。あんたの意見として、あの黒はいいですか。その点、お答え願えますか。

○議長（中山 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

お答えをしたいと思います。

あさぎりの問題です。なるほど1,500万円、毎年補助金として委託料の中に渡しております。その活性化しちやるのどうなっている話あんねんけど、恐らく僕、施設というのは清水地域にとってはなくてはならないものだと考えてます。もしあれがなくなれば、たちまち清水はますます衰退するという中で、今回思い切って新しく改築をやるということ。今の宿泊施設についても、若い夫婦に泊まっていたけるような施設でないということで改築をさせていただきました。ただおっしゃるとおり、1,500万円使ってやり放題できたらええんかよというような考えは毛頭持ってなくて、ことしも24年度の決算も恐らく23年度からの台風の影響、それから今の物産販売所の閉鎖、非常にお客さんが減ってることも事実で、経営的には非常に厳しいと聞いてます。その中でいろんな創意工夫をしながら、できるだけ赤字の幅を多くしないように経営努力もやってることも事実でありますので、その点も御理解をいただきたいと思います。今後ともやっぱり町の補助金を使って運営していただく以上、ある程度の進言がいいですか、そういうことについては我々もタッチをしていかなければならないと思っておりますけれども、そういった意味で活性化になるのかということ

あれば、非常にあの施設は清水のためになくはならない施設だと考えております。

(「議長、このちょっと答弁、こっちから答弁来ます、その使い道」と殿井議員、呼ぶ)

○議長(中山 進)

産業振興部長、福原茂記君。

○産業振興部長(福原茂記)

まず、1, 500万円の指定管理料の使い道であります。収支が赤字になっておりますので、その補填としてずっと過去も出してきてるもので、ここへ充当しているというきちとしたのはございません。ただ過去の経費の中で圧倒的に大きいものは人件費であります。人件費が全体の約半分ぐらいを占めている中で、この1, 500万円につきましても、考え方としては人件費に渡っている部分が最も多いのかなというふうに考えております。人件費につきましても、できるだけ抑える努力をしていますが、やはり人件費がどうしてもかさんでくるという状況であります。

それから、私は黒はどう思うかということでありましたけども、私も黒がベストとだというふうには正直思ってませんが、和大的先生の建物につきましても後日知ったわけですけども、全て黒が基調であると。和歌山大学の観光学部も最近用事があって行ってきましたけども、同じような色です。その中で、できるだけカーテンであるとか外構であるとか、そういう中でデザイン、色等については、一番最初からの色まできちっと詰めてたわけではありませんけども、デザインについては和歌山大学が共同研究した中で、その和歌山大学の先生に意匠権といいますか、そういうデザインがありますので、他の部分でできる限りカバーをしていきたいというふうに考えております。

○議長(中山 進)

ほかに補足説明ありませんか。

10番、殿井堯君。

○10番(殿井 堯)

僕もちょっと理解に苦しんだんですけど、今後、産業建設っていう委員会もありますんで、その場で今後こういう流れとか、どういう流れや、多分、産業建設でやってもらえると思うんですけども、その前に計画を立てて。進入道路のその何も、一遍で見たらわかるでしょう、設計を見たら。これは、このときにこういうふうになる、この色はこういうふうになるて、色のその問題は黒でも赤でも白でもいいですけども、打ち合わせして、この部分やったらこういう何がええんと違いますかっていう意見の交換をされてますか。今、言うてるのを聞いてみたら、もうくくられてるでしょう。それはあんたが何に、こうしてくれ、こうしてくれって、何に当たると違うと思いますけど。それは前の担当者がやったと思うんですけど。ただ、もうくくられてどうにもならんでしょう。初めてでき上がって我々議員が、「あれ、こんな色」「上から見て

も、下から見ても皆真っ黒け、カラス飛んでるんのちゃうんか」。そんな表現、ほんまに正直言うて、世間がそう言うてますよ。「大きいカラス飛んでると、清水へ行ったら」って。それは、悪い、ええ、はやる、はやらんとこれは別かわかりませんが、適材適所、ある程度地元の人意見、区長さんなり意見、議員さんの地元の意見、みんなの意見を聞いて、そういう建物を総合的にやるのは、これは我々の行政としてプロジェクトを組んでやるというのは当たり前で、その点どんとその先生へ任しても、何もかももう、そしたら今度は、仮にですよ、黒のペンキはげたら、白に塗れますか、また黒でしょう。一応15年間かなんぞ生きてますね、これ。生きてませんか。生きてるでしょう。

だから、そういう面もあるし、それとその面でこれから産建の皆様方に今後の成り行きとかそういうものを検討して、いい方向へいい方向へ減価償却をやって利益を出す。5億円のお金を生きたお金にする。今現在、開発公社へ年間1,500万円、町長の答弁も混合して悪いんですけど、町長の答弁もなるべくなら生きる、それはもうわかります。やっぱり支援できるのは支援して、そのかわりその支援した分をこっちへ利益を浮かしてもらって、そういうふうにならんと雇用問題もずんずん短縮してしまう。だから僕が一番言いたいのは、聞いたのは、その年間1,500万円の補助金を出す、それで頑張ってもらうて今どういうことになってますか。それどこへ、その1,500万円、ただ抜本的に開発公社へぼんち行って、開発公社からどこへどういうふうな配分をして使われていますかということ町長なり部長、御存じですか。1,500万円って大金ですね。だから仮に今、清水でも二川でも、清水もありますね。二川は今現在、風呂のどうのこうの、修繕せんなん、直さんなんというの、それをストップしてません。まだ日を割って営業してますね。だからそういう関係で、どこへどうして、どこへ何してる。だからここへ、ほか人件費だけって言いましたけど、人件費じゃないでしょう。人件費っていうのは、営業の汗かいてお金取得したんで人件費を払うんです。あんな補助金で人件費払うてどないしますの。ほんなら営業せんと給料だけ渡したらええん違いますの。従業員の給料というのは、従業員が仕事して、そのポストで利益を上げて、それを払うんですよ、普通の一般の会社は。あんたの今答弁を聞いたら、従業員の給料で消えてますって。従業員の給料を払うために町が補助金を出してるんですか。そんなばかなことないでしょう。だからいつまでたっても独立採算はとれんよ。だからそれを指導する部長たるもんが、給料の人件費にほとんど消えてますって、そんな答弁ありますか。それで経営が成り立っていきますか。何十年たっても1,500万円、1,500万円と全部もう今まで何億つぎ込んでます。だから今の考えでいったら、町長もそうですわ、従業員の給料を払うために補助金出してますって、そんなばかな答弁せんといってくださいよ。その補助金を出してその利益を上げて、その利益で従業員の給料を払わんと、民間会社はそんな甘いこと言うてられますか。言うてられんでしょう。だから、その経営観念、そういうもんを

しっかり持ってなかったら何してるかわかりませんよ。その1, 500万円という金は、町民の税金で汗水たらしたお金ですよ。それを投資する限りは、そのように従業員の給料を、その経営状態のところで払ってもらわんと。補助金で払うっていうのは、そんなばかげた答弁は要りませんわ、はっきり言うて。それは、そんな答弁してるから、いつまでたっても1, 500万円というのは消えやんのですわ。

だから今後、清水の活性化を図るんやったら、せっかく1, 500万円を投入しちゃうんやったら、その活性化で景気をよくして、利益を上げて、給料を払うて、その1, 500万円はもう要らんようになったよっていうのは我々議員が期待してるところなんですよ。だからいつまでたってもぬるま湯へつかってるんですわ。別に赤字でもええやろう、町から1, 500万円くれるやろうて。それは、そうなりますわよ。だから、そこらの配分をしっかり考えて、これから進んでいってもらわんと、そういう何になりますよ。5億円、6億円かけたあさぎりもそうです。5億円、6億円は補助金でもらいました。でも、その5億円、6億円の建物を、利益を上げて町の方へ返すという気持ちを持っていかんと、結局この上だけの営業だけで、下の減価償却というのはできやんのですよ、はっきり言うて。だからその後、これからどんな厳しい体制で町が運営していかんなんかわからんのに、そんな甘い答弁をしてたら、町も一緒もついていきますよ、倒れて。その点町長と部長にもう一回、決意をよろしく願います。

○議長（中山 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

お答えをいたしたいと思います。

あの1, 500万円は、ほんまに従業員の給料だけに払うてるじゃなしに、大卒の経営の中で委託するんについて、これでやってくださいよと。もちろんこれでやって、もうそれなりでええということはいっつも申してません。とにかく利益を上げて、しっかりとこれがもう要らないようになるように、やっていただくのが本当でありますけれども、非常にいろんな世間情勢を踏まえた中で、非常に厳しいということも事実であります。それで、その中で去年もいろんな要素があって減収したんですけれども、さっき経費の削減とか、あるいは施設によっては後半閉めるとかいろんなことをやって、その赤字幅も非常に縮かんできております。ただのんびりとやってるっていうんじゃなしに、本当に開発公社の役員さんなんかは、特に理事長さんなんかはあのぐらい出てくれても全く無報酬で、本当に清水のためにという思いでやってくれておりますし、職員も私も本当に清水のためにこれが一番ええことであるという思いでやりますんで、ぜひそれは御理解を賜りたいなと思います。

（「あさぎりの決意のほうは、あさぎりはこれから商売せんなんですな。部長の答弁はもういいです。亀井議員から、ちょっとここ確認させてと言うてるけど、それは無

理にはできへんでしょう。ちょっと決意だけ」と殿井議員、呼ぶ)

○町長（中山正隆）

あさぎりもおっしゃるとおり、多額のお金をかけて今、新しくやっているとあります。新しく建てた以上は、今まで以上にお客さんに来ていただけるように、もちろん開発公社だけに任すんじゃないし、我々も経営に本当に参加するつもりで、指導も含めて今後やっていきたいと思いますので御理解を賜りたいと思います。

（「客商売ですんで、よろしくお願ひします」と殿井議員、呼ぶ）

○町長（中山正隆）

はい、わかりました。

○議長（中山 進）

以上で、殿井堯君の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日の会議は、これで延会にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

異議なしと認めます。

本日はこれで延会します。

なお、1番、増谷憲君からの一般質問は、明日9月21日、金曜日、午前9時30分より行います。

なお、この後、広報の委員会がありますので、関係の方は御参集願ひます。

延会します。

~~~~~

延会 14時54分